

経済と経営 23-1 (1992. 6)

〈論文〉

第 I 部

ホブズにおける・「契約 (Pact, Covenant)」, および, 「自然権」,  
「自然法」, の諸概念の分析 (第 I 部・第 I 章——第 XII 章)

鈴木 秀 勇

第 X 章 (II——E, 6) ——18))

6) a) これまでに見たところでは, Lev・E, Lev・L にしたがえば, 「服従者・市民の自由」とは, 「国家法」が「言及」・「規定」〈していない〉「行為」についてのみ, 成立するものであり, 正しく言えば, 「すべての服従者に共同な平和」・「市民の平和」に「資する」〈のでもなく〉・「背く」〈のでもない〉「行為」についてのみ, 成立するものである。

b) さらに, 「服従者・市民の自由」は, 上記のように〈限定〉されるべきことが, 三つの論述によって示された。

c) ア) しかし, その・三つの論述にしたがえば, 前掲・「第十四章」の・「移譲」されることのできぬ「権利」あり, とする・〈留保〉の立論は, 《否定》されざるをえなかった。

イ) 前記・b) の〈限定〉に加え, この・「第十四章」の立論の《否定》からすれば, 「服従者・市民の自由」とは, 「服従者・市民」が「至高権力保持

者」に〈対抗〉・〈抵抗〉する「自由」(すなわち、「権利」)であることは、〈不可能〉である。

d) ア) このようにして、「第十四章」の立論と、「第二十一章」の・これまでに見た論述とによっては、「服従者・市民」の・「至高権力保持者」にたいする〈抵抗権〉が成立することは、〈ありえない〉。

イ) マイア-タシ、その他の論者は、この〈論理関係〉に想到することが、《できなかつた》。

e) ア) 加えてまた。「服従者・市民の自由」は、それが、前記・a)の〈限定〉の中で成立するものである以上、当然、「法」・「国家法」が「制定」されていることを、〈前提〉とし、そして、その「制定」は、さらに、「カマン-ウェルス」・「国家」とともに「至高権力保持者」の「設立」を〈前提〉としている。

イ) しかるに、「第十四章」の立論にしたがって、「至高権力保持者」の「設立」にとり〈不可欠〉である「権利」が、「移譲」されることが〈できない〉とするならば、上の「設立」もまた〈不可能〉であり、

ウ) したがって、「国家法」の「制定」は、〈不可能〉となる。

エ) それゆえ、「服従者・市民の自由」は、〈存在する余地をもたない〉。

オ) 「第十四章」の・「権利」の「移譲」にかんする〈留保〉の立論と、「第二十一章」における「服従者・市民の自由」の〈限定〉との間には、かかる《矛盾》もまた、存するのである。

カ) この理由によっても、「第十四章」の立論は、《排除》されなければならない。

f) ア) そして、その《排除》は、「第二十一章」にあって、Lev・E, Lev・Lが〈抵抗権〉の〈根拠〉としたものが、《排除》されることに、外ならない。

イ) マイア-タシほか、論者が洞察することが《できなかつた》のは、上記の〈論理上の経緯〉でもある。

7) さて、Lev・E, Lev・Lは、「第二十一章」の・つづく各・第七パラグ

ラフにあって、あの「服従者・市民の自由」が、つぎの意味における「自由」ではないと、さらに〈限定〉を加えるのである。

Lev・E 「…、私たちは」、服従者の「こうした自由によって、生殺与奪の至高権力 (the Sovereign Power of life and death) が、廃絶されるか、ないしは、制限される、と理解してはならない」<sup>7)</sup>。

Lev・L 「しかしながら、かかる・市民の自由は、至高権力を保持する者が、市民にたいする生殺与奪の・自由な裁量者 (vítæ et nécis cívium árbitèr [ウィータエ・エト・ネキス・キーウィウム・アルビテル]) であることにとって、障害となるものではない」<sup>8)</sup>。

a) ア) i) 服従者の「こうした自由」(Lev・E)、「かかる・市民の自由」(Lev・L)とは、言うまでもなく、「至高権力保持者」が、その「権利」・「権力」に基づいて「制定」した「国家法」が「言及」・「規定」していない「行為」にたいする「自由」のことであるから、

ii) 上掲の論述に現われるのが、単なる「至高権力」であり「至高権力を保持する者」であるのであれば、

iii) 上述の「自由」が、「至高権力」を「廃絶」ないし「制限」することは、ない、という論述は、言表するのがほとんど《無意味》であるほどに、当然のものである。

イ) i) しかしながら、ここに言われているのは、「生殺与奪の至高権力」、  
「市民にたいする生殺与奪の・自由な裁量者」たる「至高権力」であり、

ii) それは、既に知られた・「至高権力保持者」が「服従者・市民」の「共同の平和」のために有する・「国家法」に基づいた・「裁判」・〈処罰〉の「権利」・「権力」では、ないのである。

ウ) それゆえ、ここに生ずる〈疑問〉は、当然、——「設立」による「至高

7) Lev・E, p. 264

8) Lev・L, P. 161

権力保持者」は、「制定」された「国家法」にしたがってのみ「裁判」(および、〈処罰〉)を行いうるにすぎない以上、はたして、「服従者・市民」にたいする・「生殺与奪」の権力を有しうるか、否か、「生殺与奪の・自由な裁量者」たりうるか、否か——である。

エ) i) しかし、もとより、連繫四著作の〈基幹理論〉からすれば、「至高権力保持者」の「設立」の「目的」は、「各・服従者・市民」の「生命の保存」と「平和」の「確保」とに存するのであるから、

ii) 上記の〈疑問〉にたいする答えは、言うまでもなく、《否》であり、

iii) したがって、のちに(後出・b), i)) 見るように、——「至高権力保持者」が、「罪なき」「服従者・市民」を「殺害」して、しかも、「その殺害が、罪なき者にたいする侵害とは、されない」、などという立論が、〈成立しえない〉ことは、余りにも明白である。

オ) ところが、Lev・E, Lev・Lは、「至高権力」が「生殺与奪」のそれであることと、および、上掲の立論とについて、ある〈根拠〉を挙げているのである。

カ) そして、その〈根拠〉と、および、それからの〈帰結〉と、加えて、〈根拠〉の・さらに〈根拠〉とは、——それを、Lev・E, Lev・Lの叙述の順序にとらわれずに示せば、——以下のとおりである。

b) ア) まず、〈根拠〉。

Lev・E 「なぜなら、既に[『第二部』・「第十八章」で]示されているのは、代理人たる至高権力保持者が服従者に対して行う事柄は、どれ一つとして、たとえいかなる論拠をもってしても、本来から言えば、[服従者にたいする]不正義、ないしは、侵害と呼ばれることは、ありえない、ということであるからである」<sup>9)</sup>。

Lev・L 「なぜなら、既に[『第二部』・「第十八章」で]示されているのは、至高権力を保持する者によって、すなわち、国家によって、市民に加えられ

9) Lev・E, pp. 264-265

るものが、侵害であることは、ありえない、ということであるからである」<sup>10)</sup>。

イ) これが、i) 「至高権力保持者」に、「生殺与奪」の「権力」がある、とする〈根拠〉であり、

ii) 同時に、前掲の・「服従者・市民の自由」は、この「権力」を、「制限」し、ないし「廃絶」する「自由」ではありえない、とする〈根拠〉である。

ウ) つぎに、上記・イ), i) の〈根拠〉からの〈帰結〉。

Lev・E 「それゆえ、カマン-ウェルスにあって起こることがありうるし、また、しばしば起こっているのは、服従者が、至高権力の命令によって、死に至らしめられることが許されており、にも拘らず、当の至高権力は、権利の侵害を行っているのではない、ということである」<sup>11)</sup>。

Lev・L 「それゆえ、国家にあって、生ずることがありうるし、かつ、しばしば生じているのは、至高権力保持者の命令によって、罪なき者(innocēns [インノケンス])が殺害される、ということであり、しかも、その殺害が、罪なきものにたいする侵害とは、されない、ということである」<sup>12)</sup>。

エ) かかる事態が、「生殺与奪の至高権力」(Lev・E)と言われ、ないしは、「至高権力保持者が、市民にたいする「生殺与奪の・自由な裁量者」である(Lev・L)、とされるものである。

オ) 上記・ア) の〈根拠〉の・さらに〈根拠〉。

これは、言うまでもなく、上記の〈根拠〉を示すさいに、Lev・E, Lev・Lが、ともに、「既に[『第二部』・「第十八章」で]示されている」と述べている立論、ただし、「第二十一章」の当該・第七パラグラフでは、Lev・Eのみが語っている立論、——すなわち、「その理由は、各服従者が、至高権力保持者の行う・一つ一つの行動の本人(Author)である、というところにある」<sup>12.a)</sup>

10) Lev・L, p. 161

11) Lev・E, p. 265

12) Lev・E, loc. cit.

12・a) Lev・L, p. 162

——である。

c) こうして、本・7) の冒頭に見た・「服従者・市民の自由」についての・新たな〈限定〉の・〈窮極〉の〈根拠〉は、Lev・E, Lev・Lの各・『第二部』・「第十八章」の中の・ある立論であり、

イ) そこから、b), ア) の〈根拠〉が、

ウ) さらに、その〈根拠〉から、b), ウ), エ) の〈帰結〉が、導かれてくるのである。

d) そこで、前記・a), ウ) の〈疑問〉にかかわって、あらためて吟味されなくてはならないのは、

ア) 「生殺与奪の至高権力」, 「至高権力保持者」が「市民にたいする生殺与奪の・自由な裁量者」である、とする「規定」の〈根拠〉(b), ア)) と〈帰結〉(b), エ), イ)) とが、はたして、前掲の・〈窮極〉の〈根拠〉から、〈論理上〉演繹されうるか、否か、——である。

イ) 演繹されえなければ、もとより、〈根拠〉, 〈帰結〉, そして、上記の〈規定〉, および、「自由」の・あの〈限定〉は、ことごとく、〈成立しえない〉のであり、これらにかかわる論述は、《虚妄》にすぎなくなる。

e) ところが、実は、のちに(次・8), c)) 見るとおり、上記の・〈窮極〉の〈根拠〉と、そこから導かれる〈根拠〉, および、その〈帰結〉とは、これを合すれば、「第十八章」の・当該・立論の・いわば要約なのである。

f) それゆえ、吟味されるべきは、むしろ、——「第十八章」の・その立論自体が、はたして、成立しうるか、否か、——に転ずるのである。

g) ただし、Lev・E, Lev・Lは、さらに、上掲の〈帰結〉が、『旧約』史書によって傍証されうる、としているのであるが、しかし、『旧約』の記述は、その〈帰結〉を確言しているであろうか、——この事柄もまた、点検の対象とすべきものであるから、

h) 上記・f) の「第十八章」の論述と、前掲・本・7), a) - c) とを合し、これに上記・g) を加えた・その諸点を、次・8) 以下において、検

証しなければならない。

8) a) 既に知ったとおり, Lev・E, Lev・Lは, それぞれ, 『第二部』・「第十七章」で, 「カマン-ウェルス」・「国家」の「設立」の「唯一の道」を示したのであるが, それにつづき, 「第十八章。設立による [Lev・L 設立による国家にあつての] 至高権力保持者が有する権利について」・各・第二パラグラフで, まず,

Lev・E 「カマン-ウェルスの・こうした設立から, 集合した人々の同意によって至高権力を委譲された・一人の人間, ないし, 複数の人間が有する・あらゆる権利ト権能トが, 派生する」<sup>13)</sup>,

Lev・L 「設立の・この方式から, 一面で, 至高権力保持者の・あらゆる権力と, あらゆる権利と, 他面で, 市民全体の責務とが, 派生する」<sup>14)</sup>, とした上で,

b) Lev・Eでは「十二」の, Lev・Lでは「十三」の, 「至高権力保持者の権利」を, 列挙している<sup>15)</sup>。

c) これらのうち, 本稿・前・7), h) に挙げた諸点の吟味のために分析を要するのは, まず, Lev・E, Lev・Lが, ひとしく, 同章・第六パラグラフで, 「第四に」として述べる・下記の論述である。

Lev・E 「第四に, この設立によれば, 各服従者 (every Subject) は, 設立された至高権力保持者 (the Sovereign) の・あらゆる行為と, あらゆる判断と (all the Actions, and Judgments) の本人 (Author) なのであるから, 帰結するのは, 至高権力保持者が, たとえいかなる事柄を行おうとも (whatsoever he [the Sovereign] doth), その行為は, 至高権力保持者にたいする服従者の・なんびとにとっても, なんらの侵害ともなりえないし (it

13) Lev・E, p. 229

14) Lev・L, p. 132

15) Lev・E, pp. 229-236 ; Lev・L, pp. 132-138

can be no injury), また, 至高権力保持者は, 服従者の・なんびとからも, 不正義(Injustice)の罪を帰せられるべきではない, ということである。なぜなら。一般に, 本人である他人から付与された全面的代行権(authority)によって, いかなる事柄をであれ行う代行者が, 本人から与付された全面的代行権によって自分が行動している・その本人にたいし, 当の・代行の事柄を行うことによって, 侵害を与えることは, ないのである。ところで, カマン-ウェルスの・上記の設立によれば, 各個人は, 至高権力保持者が行う・あらゆる事柄の本人である。そして, それの帰結として, 自分の上に立つ至高権力保持者から侵害を加えられた, と訴える者は, 自分自身が本人である行為について, それが, 自分にたいする侵害である, と訴えていることになる。それゆえ, そうした者は, 自分自身以外のなんびとにも, 罪を帰すべきではない。さらにまた, 自分自身にも, 侵害の罪を帰すべきではない。その理由は, わが身に侵害を加える, ということは(to do injury to ones selfe), ありえないこと(impossible)である, というところにある, からである。なるほど, 至高権力を保持する者が, 邪な行いをするには, ありうる。しかし, 本来の意義にあつての不正義, ないしは侵害を, 犯すことは, ありえないのである」<sup>16)</sup>。(傍点は, 引用者による)。

Lev・L 「第四に, 上記の設立によれば, 至高権力を委譲した市民の各々(cōnférentium [cívium] unusquísque [コーンフェレンツィウム [・キーウィウム]・ウーヌウスクウイスクウエ])は, 自分たちが至高権力を委譲した人物の・あらゆる行為の本人(áuthor [アウトホオル])なのであるから, 明白であるのは, 至高権力保持者によっては, この権力を委譲した者の・なんびとにたいしても(némini [ネーミニー]), 侵害(injúria [インユウーリア])が加えられることは, ありえない(pósse [ポッセ]), ということである。なぜなら。至高権力保持者が, たとえどのような事柄を(quídquid [クウ

---

16) Lev・E, p. 232



イドクウイド]) 行ったにせよ, その行為は, 本人の行為であり, すなわち, 権力を委譲した各人の行為である。ところで, なんびとにせよ (nēmō [ネーモー]), 自分自身に (Sibi ipsi [スイビイ・イプスィー]), 侵害を加える, ということは, ありえない (pōtest [ポテスト]) ことである, からである。私は, 至高権力を保持している者が, 邪な行いをするところがありうる, ということを, 否定するつもりはない。もっとも, 邪などは, 自然が定めている法にそむいている行為が, そのように呼ばれるのであって, 国家法にそむいている行為は, 不正義な, と呼ばれるのである。なぜなら, 国家が設立される以前には, 正義の行為ないしは不正義の行為は, なんら, 存在しなかったからである<sup>17)</sup>。(傍点は, 引用者による)。

d) さて, そこで, 上掲の・Lev・E, Lev・L・「第十八章」・第六パラグラフの論述の, しかし〈論理〉を分析すれば。

ア) かつて「自然のままの身の上」にあった「各人」から成る「多数者」が, 「生命の保存」と「平和」とを保障する「融合体」たる「国家」を「設立」するのは, つぎのようにしてである。すなわち,

i) 一方で, 「多数者」をなす「各人」が, 自らの有している「万事にたいする権利」(「自然に基づく権利」・〈自然権〉)の「全面的代行権」を, 「一人の人間, ないしは, 人間の集合体」に「委譲」・「付与」することによって, 自らが, 当該「一人の人間, ないしは, 人間の集合体」による・自らの〈自然権〉の〈行使〉の「全面的代行」にたいし, 「本人」となる, という〈内容〉の「契約」を, 相互の間で交す。

ii) 他方, 同時に, この「契約」により, 当該・「一人の人間, ないしは, 人間の集合体」が, 上記の・「多数者」の〈自然権〉の〈行使〉の「全面的代行者・代理人」として, 「至高権力保持者」となり,

iii) それゆえ, 上記の・「本人」である「多数者」は, 「至高権力保持者」

---

17) Lev・L, p. 135

にたいする「服従者」(ないしは、「国家」の「市民」)となる。

(iv) 「至高権力保持者」が「多数者」の「融合体」たる「国家」の「代表者」であるのも、上述の〈内容〉の「契約」からの〈帰結〉である)。

イ) さて、「契約」の・この〈内容〉ゆえに、「至高権力保持者」が行う「あらゆる事柄」・「あらゆる行為」は、「多数者」をなす「服従者」の「各個人」の(あるいは、「国家」の「市民」の「各々」の)〈自然権〉を、「全面的代行者」として〈行使〉すること以上に出るものでは、ありえない。

e) ア) すなわち、「全面的代行者」たる「至高権力保持者」の「あらゆる行為」は、「本人」である「各・服従者・市民」から「委譲」・「付与」された「全面的代行者」の〈行使〉に外ならない。

イ) それゆえ、「至高権力保持者」による・「全面的代行」の「行為」が、「本人」たる「各服従者・市民」の「行為」であることを、超えることはありえないのである。

f) ア) i) ところで、「本人」である「各・服従者・市民」の「行為」は、ことごとく、〈自然権〉の〈行使〉であり、

ii) それゆえに、「行為」は、すべて、自分の「生命の保存」を〈目的〉とするものである。

イ) このことが、——「本人」が、「わが身の侵害を加える、ということは、ありえない」、「なんぴとも[いかなる本人も]、自分自身に侵害を加えることは、ありえない」——と言われるのである。

g) そこで、上記・a)－c) から〈帰結〉するのは、以下の事柄である。

ア) 「至高権力保持者」の「あらゆる行為」とは、もとより、

i) 「本人」たる「各・服従者・市民」の〈自然権〉を、「全面的代行者」として〈行使〉する・その「あらゆる行為」に外ならないが、

ii) しかし、その「あらゆる行為」とは、——「各・服従者・市民」が、かつて「自然のままの身の上」にあつて、単なる「各人」として、自らの〈自然権〉を〈行使〉していた場合とひとしく、——「多数者」をなす「各・服従

者・市民」の「生命の保存」と、それに、いまは加えて「平和」の「確保」とを、

iii) 〈目的〉とする「あらゆる行為」であらざるをえない。

イ) 「あらゆる行為」の「あらゆる」とは、上記の〈目的〉を〈成就〉するために〈無限界〉であることであり、〈万事にわたる〉こと、「全面的」であること、である。

ウ) i) しかしながら、「あらゆる行為」も、「代行」の「行為」として、上記の〈目的〉という〈限定〉を超えることは、ありえず、

ii) 〈目的〉を〈成就〉する「行為」以上に出ることは、できない。——

h) ア) こうして、「カモン-ウェルス」・「国家」と「至高権力保持者」とを「設立」する「契約」の〈内容〉たる「本人」と「本人」の〈自然権〉の〈行使〉の「全面的代行者」との関係に基づき、

イ) 前記・g), ii) の《意味》——再言すれば、「至高権力保持者」の「あらゆる行為」は、「各・服従者・市民」の「生命の保存」と「平和」の「確保」とを〈目的〉とする「あらゆる行為」であらざるをえない、という《意味》においてのみ、

ウ) 「至高権力保持者」のとり「あらゆる行為」は、「服従者のなんびとにとっても、なんらの侵害ともなりえない」のであり、「この権力を委譲した者の・なんびとにたいしても、侵害が加えられることは、ありえない」のである。——

エ) これが、前掲の論述について分析されうる〈論理〉である。

9) そこで、この〈論理〉にしたがえば、

a) まず、ア) i) Lev・E, Lev・Lの前掲・各・「第十八章」・第六パラグラフの立論、——「至高権力保持者が、たとえいかなる事柄を行おうとも、その行為は、至高権力保持者にたいする服従者の・なんびとにとっても、なんらの侵害ともなりえないし、また、至高権力保持者は、服従者の・なんびとによっても、不正義の罪を帰せられるべきではない」(Lev・E)、は、

- ii) 前記・8), g), ii) の《意味》以外にあつては、
- iii) 「帰結する」ことが、《ありえない》のであり、
- イ) i) また、「至高権力保持者によっては、この権力を委譲した者の・なんびとにたいしても、侵害が加えられることは、ありえない」(Lev・L) も、
- ii) 上記・ア), ii) と同じ《意味》においてでなくては、
- iii) いささかも、「明白」では、《ありえない》のである。
- b) こうして、Lev・E, Lev・Lの『第二部』・「第十八章」・第六パラグラフの論述は、《論理上の誤謬》を犯しているゆえに、《成立しえない》ものである。
- c) ところで、この〈論理上の誤謬〉が生じたのは、〈二つ〉の理由による。
- ア) 〈第一〉の理由。Lev・E, Lev・Lの〈論理〉は、以下のものである。
- i) 「本人」の「全面的代行者」たる「至高権力保持者」の「あらゆる行為」は、「代行」の「行為」として、「本人」の「行為」であり、
- ii) そして、「本人」が、「わが身に侵害を加える、ということは、ありえない」のであるから、
- iii) そうした「本人」の「全面的代行者」が、「本人」にとり〈最大〉の「侵害」である・〈生殺与奪〉の「行為を行う」ことも、「本人」が、自らに、かかる「侵害」を加えることでは、〈ありえない〉。
- iv) ゆえに、「全面的代行者」たる「至高権力保持者」が行う・〈生殺与奪〉の「行為」は、「本人」にとっての「侵害」では、〈ありえない〉。——
- イ) しかし、この〈論理〉は、Lev・E, Lev・Lが、——「本人」が、「わが身に侵害を加える、ということは、ありえない」——という命題のもつ〈論理上の意味〉を〈自覚しなかった〉ことに発する《脆弁》である。
- ウ) この命題の〈論理上の意味〉とは、つぎのところにある。
- i) 「わが身に侵害を加える」ことの「ありえない」「本人」が、己れにとっての・〈最大〉の「侵害」、すなわち、自らの「生命」を〈自由に剥奪する〉「行為」を、「わが身に加える、ということは、ありえない」。

ii) それゆえ、「本人」の「全面的代行者」たる「至高権力保持者」が、「本人」にたいして、〈最大〉の「侵害」を「加えること」、とりもなおさず、〈生殺与奪〉という・「代行」の「行為を行う」こともまた、「ありえない」のである。——

イ) 上記の〈論理上の意味〉に基づけば、

i) 前掲・ア) の・Lev・E, Lev・Lの〈論理〉のうち、iii) は、〈成立しえない〉のであり、

ii) それゆえ、iv) は、〈帰結しえない〉。

ウ) したがって、Lev・E, Lev・Lの〈論理〉は、《脆弁》である。

エ) 〈第二〉の理由。 i) Lev・E, Lev・Lが、各「第十七章」・第十三パラグラフにおいて示した・「カマン-ウェルス」・「国家」を「設立」・「産出」する「契約」の〈内容〉として規定した・「至高権力保持者」と「各・服従者・市民」との関係（「各・服従者・市民」の〈自然権〉の〈行使〉の「全面的代行者」と、「本人」との関係）と、

ii) この関係にとり〈最も重要な意味〉を有する・前記・8), c) の立論——再言すれば、「本人」が、「わが身に侵害を加える、ということは、ありえない」——とが、

iii) 〈論理上、不可分離〉であり、

イ) すなわち、——したがって、「全面的代行者」たる「至高権力保持者」が、「本人」に「侵害を加える、ということ」も、「ありえない」——という〈帰結〉を、《把握しえなかった》ことに、起因するのであり、

ウ) さらに、その原因は、Lev・E, Lev・Lの〈思考〉が、「代行者」の「行為」は、ことごとく、「本人」の「行為」である、という側面にのみ牽引され、

ii) ——「全面的代行者」といえども、「代行者」は、「本人」の〈行いえない〉「行為」を、「代行」することは、〈ありえない〉——ということ、《忘失》したところに、ある。

d) ここで言えば、ア) 「設立による至高権力保持者」の「権利」・「権力」を列挙する「第十八章」、しかも、「服従者・市民」の「共同の平和」のために「国家法」を「制定」し、「排他自己専有権」にかかわる係争を「審理」し「裁判」を行う「権利」・「権力」を、「至高権力保持者」に「密着」するもの、と立論する・この章に、

イ) 「服従者・市民」にたいする「生殺与奪」の権力を「至高権力保持者」に容認する・上掲・第六パラグラフの論述が、現われていることは、

ウ) 〈基幹理論〉の〈完全否定〉として、Lev・E, Lev・Lにおける《妄想》の一つに数えられるものである。

エ) さらにまた。 i) 「全面的代行者」である「至高権力保持者」が行う「あらゆる行為」は、

ii) 前出・8), g), ア)に記したところ、——再言すれば、「各・服従者・市民」の「生命の保存」と「平和」の「確保」とを〈目的〉とすること——にとどまるのであり、

iii) これが、Lev・E, Lev・L・各・『第二部』・「第三十章」に示された・「代行者としての至高権力保持者」の「責務」であり「設立の目的」たる・「人民ノ福祉」の「確保」である。

iv) してみれば、「服従者・市民」が、「至高権力保持者」にたいして〈抵抗権〉を有することは、《不要》となる。

e) さて、ア) こうして、「第十八章」・第六パラグラフの論述が、〈成立しえない〉ものである以上、

イ) その論述の要約である・「第二十一章」・第七パラグラフの〈規定〉——再言すれば、「生殺与奪の至高権力」(Lev・E), 「至高権力を保持する者が、市民の生殺与奪の・自由な裁量者である」(Lev・L) —— もまた、〈成立しえない〉。

f) したがって、「第十八章」・第六パラグラフの立論を〈窮極〉の〈根拠〉とする〈帰結〉、すなわち、——「それゆえ、カマン-ウェルスにあって、起こ

ることがありうるし、また、しばしば起こっているのは、服従者が、至高権力の命令によって、死に至らしめられることが許されており、にも拘らず、当の至高権力は、権利の侵害を行っているのではない、ということである、(Lev・E)、「それゆえ、国家にあって、生ずることがありうるし、かつ、しばしば生じているのは、至高権力保持者の命令によって、罪なき者が殺害される、ということであり、しかも、その殺害が侵害とはされない、ということである」(Lev・L) —— という〈帰結〉も、〈成立しえない〉のである。

イ) 「至高権力保持者」が有するのは、「生殺与奪」の権力ではなく、「至高権力保持者」としての「権利」・「権力」によって「制定」された・「共同の平和」を〈目的〉とする「国家法」に基づく・「裁判」・〈処罰〉の「権利」・「権力」である。

g) ア) さらにまた、「至高権力保持者」が「生殺与奪」の権力を有することが〈ありえない〉以上、

イ) 「服従者・市民の自由」——「国家法」に「言及」・「規定」されていない「行為」についてのみ成立する「自由」——が、「至高権力保持者」の有するとされる「生殺与奪」の権力を、「廃絶」ないし「制限」することはない、とする〈限定〉は、もはや《意味をなさない》。

h) なお、付加すれば。ア) 「第十四章」での〈留保〉の立論にしたがって、「移譲」されることのできない「権利」あり、とするならば、

イ) 「至高権力保持者」は、「設立」されえないのであり、したがって、

ウ) i) 一方では、「国家法」に「言及」・「規定」されぬ「行為」の〈限界内〉での「服従者・市民の自由」は、〈存在する余地をもたず〉、

ii) 同時に、他方では、「生殺与奪」の権力のみが存在するのであるから、

エ) i) 「各人」が保持しつづける・「移譲」されない「権利」すなわち「自由」は、

ii) 「生殺与奪」の権力を、「廃絶、ないしは、制限する」「自由」たらざるをえない。

オ) これは、ほかでもなく、「自然のままの身の上」の存続であり、

カ) この理由からしても、「第十四章」の立論は、《排除》されなければならない。

i) マイア-タシ、その他の論者は、本稿・上記・7), 8), 9) のすべての関係についてもまた、想到しえていないのである。

10) a) さて、既述・7), g) のように、Lev・E, Lev・Lは、前掲・7)の論述の〈帰結〉を傍証するため、同・「第二十一章」・同・第七パラグラフで、前掲の〈根拠〉につづいて、その〈帰結〉が、あたかも『旧約』史書の記述によって支えられるかの如く、以下のように述べるのである。

Lev・E 「例えば、エフタが、わが娘を生贄にした場合が、これである。こうした場合、また、これに類した場合、かかる行いをした者は、当該の行為をする自由を有していたのであって、この自由ゆえに、相手方は、死に至らしめられても、にも拘らず、侵害を加えられたことにはならないのである」<sup>18)</sup>。

Lev・L 「例えば、エフタが、自分の娘の殺害を命じた場合が、それである」<sup>19)</sup>。

b) さらに、こう言われる。

Lev・E 「同じことは、また、罪なき (Innocent) 服従者を死に至らしめる・至高権力を保持する首長にも、あてはまる」。「(例えば、ダウイドによる・ウリアの殺害が、それであるが)」、「かかる行為は、正当であることに反するものとして、自然が定めている法には背いている」とはいえ、しかし、「その行為は、ウリアにたいする侵害ではなく、神にたいする侵害であったのである。ウリアにたいしてではなく、というのは、ダウイドが自らの好むところを行う権利は、ウリア自身によって、ダウイドに与えられていたからである。

---

18) Lev・E, p. 265

19) Lev・L, p. 162



しかし、神にたいしては、というのは、ダウイドは、神の服従者であったのであり、自然が定めている法によって、あらゆる・邪な行いを禁じられていたからである。「この区別は、ダウイド自らが」、その所業を悔いた時、「ワレハ、ヒトリ汝 [神] ニタイシテノミ、罪ヲ犯セリ、と述べて、明白に確認したところである」<sup>20)</sup>。

Lev・L 「それゆえ」、「国家」にあって、「生ずることがありうるし、かつ、しばしば生じている」のは、「至高権力保持者の命令によって、罪なき者 (innocēns [インノケーンズ]) が殺害される」ということであり、「しかも」、「その殺害が、侵害とはされない」、ということである。「ウリアを殺害した場合にも、王ダウイドは、邪な所業に出て、神にたいしては重い罪を犯したとはいえ、しかし、ウリアにたいして、罪を犯したのではない。なぜなら、ウリアは、自分を、ダウイドの所業の本人としてしまっていたからである。ワレハ、ヒトリ汝 [神] ニタイシテノミ、罪ヲ犯セリ、は、(詩篇。第四章。第六句)、神に向かったの・ダウイド自らの言葉である。なぜなら、この王 [ダウイド] は、ひとり神にたいしてのみ、責を負いうるにすぎなかったからである」<sup>21)</sup>。

11) この論述について、吟味すべきは、以下の事柄である。すなわち、

a) i) 「エフタが、わが娘を生贖にした」という事例について、はたして、「かかる行いをした者[エフタ]は、当該の行為をする自由を有していた」ことが、『旧約』史書の記述によって裏付けられるか、否か、

ii) また、「ダウイドが好むところを行う権利は、ウリア自身によって、ダウイドに与えられていた」のか、否か、「ウリアは、自分を、ダウイドの所業の本人としてしまっていた」のか、否か、

20) Lev・E, loc. cit.

21) Lev・L, loc. cit. なお、ダウイドの「言葉」の出典を、『詩篇』…』としているのは、誤りであり、正しくは、『サムエル後書』・「第十二章」・「第十三句」である。また、この「言葉」については、cf. 本・II—E, 後出・12), j), および、脚注・53)。

iii) さらに、ダウイドが「ワレハ、ヒトリ汝 [神] ニタイシテノミ、罪ヲ犯セリ」と述べたのは、いかなる〈意味〉であったのか、

要すれば、上記のようにして事例を挙示する、という・Lev・E, Lev・Lの〈手法〉が、『旧約』史書の記述に照らして正当であるか、否か、——これである。

b) ただ、本稿執筆者は、ヘブル語を学習しておらないため、上記の吟味にあたって、『旧約』のヘブル語テキストに依拠することが、できない。また、Lev・E, Lev・Lの著述の際に使用された・ラテン語訳・『旧約』(“Vulgâta”<sup>22)</sup> [ウウルガア<sup>・</sup>ァタ])の刊本を特定することは不可能であるので、紀元前三世紀に、アレクサンドリアで、プトレマイオス朝の・ある王の意向により、七十人(正しくは、七十二人)のユダヤ人長老(ないし学識者)によって着手され、ヘブル語テキストに、——全般にわたってではないが——、最も近いとされている・いわゆる『七十人・ギリシヤ語訳・『旧約』』(“Septuâgintâ” ([セプトゥア<sup>・</sup>ギンター]。「七十(ノ)」の意)<sup>22.a)</sup>。LXXと略記されるを常と

22) 『新約』と、および、『旧約』の・若干の諸篇との・古いラテン語訳テキストは、『古・ラテン語訳聖書』(“Vetus Latîna.” [ヴェトゥス・ラティ<sup>・</sup>ィナ])と呼ばれる。これにたいし、383年に、教皇ダーマスゥス(Dâmasus)の命により、ギリシヤ語訳テキスト(後出)を顧慮しつつ、『古・ラテン語訳聖書』の修正が、開始され、この修正訳を、『ウウルガア<sup>・</sup>ァタ』(“Vulgâta.”)と言う。(なお、ソプ<sup>・</sup>ラローニユウス・エウセ<sup>・</sup>ビユウス・ヒエローニユムウス(Sophrônîus Eusébius Hierónymus, c. 347–419 (?420)は、390年頃、『古・ラテン語訳聖書』に収められている部分を除き、『旧約』諸篇を、ヘブル語テキストからラテン語に翻訳する事業を、始めた)。

23・a) “Septuâgintâ. Id est Vetus Tēstāmentum grāecē iuxta LXX interpretēs.” Édidit Alfred Rahlfs. Volūmen I. Lēgēs et histōriae. Édftio nôna. Württembergische Bibelanstalt. Stuttgart, 1935. i–xlvi; 1–1184 p. Volūmen II. Lfbrî poētici et prophētici. Édftio nôna. Stuttgart, 1935. 1–941 p. 出典挙示は、Vol. I.に収められた“KPITAI”([クリタ<sup>・</sup>アイ]『士師記])と、通常『サムエル前書』、『サムエル後書』、および、『列王記・上』、『列王記・下』とに区分されている四篇を合した・『列王記・第一』、同・『第二』、同・『第三』、同・『第四』の四部からなる“ΒΑΣΙΛΕΙΣ”([バシ

する) に主として基づき、従として、“The King James’ Version” (KJV と略記) と “The Rivised Standard Version” (RSV と略記) とが対照・編集された “The Interpreter’s Bible” (Int と略記)<sup>23)</sup>、および、ドイツ語訳<sup>24)</sup>、

レエーエイス]『列王記』) との『旧約』・二史書からである。以下、LXX と略記。

なお、“Septuāgintā” について略記すれば。

紀元前・100 年頃の成立にかかり、明らかにユダヤ人の筆になる・アリストテラス (Ἀριστέας) の・ピロクラテース (Φιλοκράτης) なる人物に宛てた書簡形式の・ある報告文 (322 節から成る) がある。(通称・『アリストテラス書簡』)。この報告文の主眼は、ギリシャ人のエジプト統治者・プトレマア・アイオス (Πτολεμαῖος) 二世・別名・プヒラデルプホオス (ギリシャ人のエジプト統治者 Πτολεμαίων Β Φιλάδελφος, 在位, 紀元前・285–247。プトレマア・アイオス朝は, アレクサンドロスによるエジプト征服に発して, 紀元前四世紀に始まる) の治政下に, Alexandria [「アレクサンドロスの都市」の意] のムウセエーエイオン (図書館・大学) のため, 『旧約』教典の・最古かつ基本部分である『モーセ・五書』(『創世紀』, 『出エジプト記』, 『レウイ記』, 『民数記』, 『申命記』) が, イエルサレムから招かれた 70 人, 正しくは 72 人の・ユダヤ人長老ないし学識者により, ギリシャ語に翻訳されたことを伝えるところにあった。『モーセ・五書』の翻訳には, もとより, 他の『旧約』諸書の訳業がつづき, 現在も続行されている。再刊も, 多種にわたり, 翻訳は, ヘブル語その他の言語テキストにきわめて忠実な箇所から, はなはだしい意識まで, 多岐の段階があり, これに, ギリシャ語の用法の相違が加わっている。(以上は, 主として, Rahlfs による『七十人訳・テキストの歴史』による。LXX., vi ; xxii ; xxxix)

23) “The Interpreter’s Bible in twelve volumes.” Editorial Board. George Arthur. Buttrick ; Walter Russel Bowie ; Paul Scherer ; John Knox ; Samuel Terrien ; Nolan B. Harmon. New York, Nashville, Abingdon Press. 1952–1957. 出典挙示は, Volume II. (1953. 1–1176 p.) からである。

この “Int” は, “King James’ Version” を, 各ページ・上段・左欄に, “Revised Standard Version” を, 上段・右欄に, 対照させて印刷し, これを “Text” とし, 各ページ・中段に “Exegesis” を記し, 下段に “Exposition” を付している。以下, Int と略記。

24) „Das Alte Testament Deutsch. Neues Göttinger Bibelwerk.” Hrsg. von Artur Weiser, et al. Teilband 2–23 in 15 Bden. Göttingen, Vandenhoeck & Ruprecht.

フランス語訳<sup>25)</sup>, チュヒ語訳<sup>26)</sup>, ルウスイ語訳<sup>27)</sup>とを参照しつつ、『旧約』の記述を辿らざるをえない。

c) さて、『旧約』中の『士師記』(“KPITAI” ([クリタイ])). 「第11章」の叙述によれば, エフタ (Ιεφθαε ([トエプットハアエ]). Jephthah [ジエフサ]). ヘブル語での発音をローマ字表記すれば, yiptāh [イフターハ])は, イスラエルの民に属する<sup>1</sup>ギレアデ人, すなわち, ヨルダン川の東岸, 死海の東北部のギレアデの地に生まれ, 「力毅き者」であったが, 娼婦の子ゆえに,<sup>2</sup> 正腹の兄弟たちから, 相続人たるべからず, と家を追われ,<sup>3</sup>ギレアデ東北部の地トブに移り住んでいた<sup>28)</sup>.<sup>5</sup>やがて, ギレアデの東方にいたアンモン人が,

1966–1984. 出典挙示は, Teilband 9. (Übersetzt und erklärt von Hans Wilhelm Hertzberg. 4. Aufl. 1969. 1–12 ; 13–283 S.), および, Teilband 10. (同一訳者. 4. Aufl. 1969. 1–12 ; 13–347 S.) からである。以下, Dと略記。

25) “La Bible. L’Ancien Testament.” Édition publiée sous la direction d’Édouard Dhorme, de L’Institut. *nrf.* Tome I. 1956, [Paris]. Bibliothèque de La Pléiade. i–cxxxvi ; 1–1730 p. Tome II. 1959. i–clxxxvii ; 1–1971 p. 出典挙示は, Tome II. からである。以下, Fと略記。

26) “Bible Svatá. Aneb Všecka Svatá Písma Starého i Nového Zákona. Podle posledního vydání Kralického z roku 1613.” [s. l. ; s. a.] Biblické Dfio. 1–272 str. これは、『旧約』・『新約』を合した聖書であるが, 十四世紀後半から, 主としてモラヴァ, およびチェヒに成立した・同地域プロテスタント諸派の主流・『兄弟一者教団』 (“Jednota Bratrská” [イエドノタ・ブラトゥルスカー])により, 南モラヴァの Kralice ([クラリツェ]) に在った印刷施設で, 1579年から1593年にわたって完成され, 翻訳と注解との周到さと, ならびに, 華麗な印刷とをもって高名な『クラリツェ聖書』の「最終・1613年版」を新たに刊行したものである。以下, Čと略記。

27) “Библия. Книги священного писания ветхого и нового завета.” Москва, 1988. Московской патриархии. 1–1375 стр. これも, 『旧約』・『新約』を合した聖書である。以下, Pと略記。

28) LXX, pp. 452–453 ; Int, p. 764 ; F, pp. 763–764 ; D, S. 211 ; Č, str. 246 ; P, стр. 242

イスラエルの民の「出エジプト」に絡み、ギレアデの地の領有を主張し、戦いをもって迫る気配を見せたため [紀元前・約 12 世紀], ギレアデの長老衆は、「力毅き」エフタに援助を得んとして、これをトブの地から呼び戻すべし、この地に下り、<sup>6</sup>「汝, 来たりて, 我らの指揮者(ηγούμενος [ヘーグウメノス])たるべし。しかして, 我らと汝, アンモンの人々の間に入りて戦わん」と要請した。<sup>7</sup>これにたいし, エフタは、「汝ら, 我を憎みしに非ずや。我を, わが父の家より追いしに非ずや。汝らの間より, 我を放逐せるに非ずや。しかるに, 汝ら苦難に遭いて我の許に<sup>な</sup>来たりしは, なにゆえなるか」と詰った。<sup>8</sup>長老衆は、「しかり, かつては, 汝の言の如かりき」と前非を認めしたが, しかし, 「されど今は (νῦν [ニューン]) …汝, 我らと共に進むべし。…汝, 我らギレアデに住む・すべての者の頭(κεφαλή [ケプハアレエー])たるべし」と懇望して已まなかった。そこで, <sup>9</sup>エフタは、「汝ら, 我をアンモンの人々の間に入りて戦わしめんために, 心を改むれば(Εἰ ἐπιστρέφετέ [エイ・エピストウレプフエテ。]), しかして, 主・ヤハウエ, 必ず, アンモンの人々をわが前に引き渡し給わば, 我, 汝らの頭<sup>かしら</sup>たらん」と受諾し, 長老衆も, 「心を改むれば」なる条件について, エフタの前で<sup>10</sup>「我らが, 汝の言葉にしたがいて, しかなすことをせざるや否や, 主・ヤハウエ, 汝と我らとの間に立つ証人たるべし」と, 主・ヤハウエに誓った。かくて, <sup>11</sup>エフタ, ギレアデに帰り, しかして, その地の人々, 「進みて, エフタを, <sup>かしら</sup>頭に, 指揮者に, 立てたりき」(κατέστησαν αὐτὸν ἐπ' αὐτῶν εἰς κεφαλὴν εἰς η̇γούμενον.) [カテステエーサン・アウトン・エプ・アウトオーオン・エイス・ケプハアレエーン・エイス・ヘエグウメノン])<sup>29)</sup>, と記されている。

ア) 以上の記述からするならば, エフタは, この時の・アンモン人との戦争に限り, <軍事指揮者>として, ギレアデ人によって, 「立て」られたにす

29) LXX, pp. 453–454 ; Int, p. 765 ; F, pp. 764–765 ; D, S. 211 ; Č, str. 246 ; P, стр.

ぎないのであって、

イ) ギレアデ人を含む「イスラエルの民」の上に立つ「至高権力保持者」たる「王」(βασιλεύς [バシレイウス])に「立て」られたのでは、ない、としなければならない。

d) しかも、つづいて、同じ句に、つぎのように記されているのである。「<sup>11</sup>しかして、エフタ、自らの語りし言葉の・ことごとくを、ミツパにて、主・ヤハウエの前に、述べたりき」<sup>30)</sup>。

ア) この「自らの語りし言葉のことごとく」とは、——前出のように、ギレアデ人が、エフタにたいして「心を改め」ること、および、主・ヤハウエが、「必ず、アンモンの人々」をエフタの「前に引き渡す」こと、この二つの事柄が充たされるのを条件に、アンモン人との戦いに〈軍事指揮者〉たることを受諾した——その経緯であることは、もとよりである。

イ) しかし、それを「主・ヤハウエの前に、述べた」とは、ギレアデ人の〈軍事指揮者〉たることの受諾にたいし、「主」の〈承認〉を得たことであり、

ウ) その〈承認〉は、エフタを〈軍事指揮者〉に〈定めた〉のは、ギレアデ人ではなく、「主・ヤハウエ」自身であることを、意味するもの、と解すべきである。

ウ) 加えて、「ミツパ」とは、「ミツパ=ギレアデ」のことであるが、ここが、侵略を企てるアンモン人をギレアデ人が迎撃せんとする地点であったことは、上記・イ)の「主・ヤハウエ」による〈承認〉の時点、すなわち、エフタが「主」によって〈軍事指揮者〉に〈定められた〉時点は、ギレアデ人がエフタを〈軍事指揮者〉に「立てた」時点より、はるかにのちのことであることを、示している。

e) つづいて、(『士師記』・同・「第11章」)。<sup>12</sup>エフタは、このミツパから、ギレアデの地に攻撃を加えんとする・アンモン人の王に使者を遣して、イス

30) LXX, p. 454 ; Int, p. 765 ; F, p. 765 ; D, S. 211 ; Č. str. 246 ; P, стр. 242

ラエルの民の「出エジプト」時以来の・両族間の関係を述べ、平和裡に事態を収めんとし、<sup>27</sup>「我、汝に罪を犯せしことなし。しかるに、汝、我にたいするに、我の地に入りて戦いをなすの悪を、加えんとす。裁きを下し給う主・ヤハウェ、今日、イスラエルの人々とアンモンの人々との間を裁かんことを」と望むのであるが、<sup>28</sup>アンモン人の王は、エフタが使者に託した言葉を、聞き入れなかった<sup>31</sup>。

かくするうち、<sup>29</sup>「主・ヤハウェの霊、エフタに降り」[これは、『旧約』の記述にあっては、「主」が、〈軍事指揮者〉に、開戦を命じたことを、意味する]、エフタは、ミツパを経て、アンモン人の地に進んだ。

f) <sup>30</sup>「ここにて、エフタ、主・ヤハウェに誓いを立て (*ἠύξατο Ἰεφθαε εὐχὴν τῷ κυρίῳ* [エーウクサアト・イエプットハアエ・エウクヘエーン・トオーオー・キュリイオーオ])、かく言う。主・ヤハウェ、アンモンの人々をわが手に、引き渡さんと望み給いて、引き渡し給わば、<sup>31</sup>我、和平を得て、アンモンの人々のもとを去りて帰国したる折り、わが家の門扉より走り出て我を迎えたるものは、なにものなりとも (*ὅς ἂν ἐξέλθῃ ἐκ …* [ホオス・アン・エクスエルトヘエーエー・エク…])、主・ヤハウェの物たるべく、我、そのものを燔祭として捧げずんばあらず (*ἀνοίσω αὐτὸν ὀλοκαύτωμα* [アノイソオー・アウトン・ホオロカウトオーマ]。 KJV I will offer it up for a burnt offering / RSV I will offer him up for a burnt offer)<sup>32</sup>。

g) そして、<sup>32</sup>エフタは、アンモン人にたいして攻撃を加え、「主・ヤハウェ、アンモンの人々を、エフタの手に引き渡し給えり」。<sup>33</sup>こうして、アンモン人は、ギレアデ人の前から、転じ去った<sup>33</sup>。

h) さて、<sup>34</sup>「エフタ、ミツパに帰り、わが家に戻りしが、見よ、わが娘、

31) LXX, pp. 454–456 ; Int, pp. 766–768 ; F, pp. 765–766 ; D. S. 211–212 ; Č, str. 246–247 ; P. стр. 242–243

32) LXX, p. 456 ; Int, p. 769 ; F, p. 767 ; D. S. 212 ; Č. str. 247 ; P. стр. 243

33) LXX, p. 456 ; Int, p. 769 ; F. p. 768 ; D. S. 212 ; Č, str. 247 ; P. стр. 243

鼓を打ち、舞い踊りて、エフタを迎えに出づ。この娘は、エフタの・ひとり子の愛娘まなむすめにして、エフタには、他に、息子あるいは娘、あらざりき」。

<sup>35</sup>「しかして、娘の姿を目にしたる時のことなりしが、エフタ、おのが着たる衣を引き裂きて、言う。ああ、なんたることで、わが娘、汝、わが胸を踏みしだきおわん畢ぬ。(ἐμπεποδοστάτηκάς με [エムペポドスタテエーカアス・メ])。汝は、わが眼に刺さる棘となれり(εἰς σκῶλον ἐγένου ἐν ὀφθαλμοῖς μου [エイス・スコオー・オロン・エゲヌウ・オプットハアルモオー・オイス・ムウ])。)

されど、我は、汝につきて、主・ヤハウエに向かい、わが口を開きたれば、取り消すこと(ἀποστρέψαι [アポストレプサイ])能わず(οὐ δύνησομαι [ウ・デュネーソマイ])。)<sup>36</sup>「その時、娘、エフタに向かいて、言う。わが父よ、汝、我にかかわりて、主・ヤハウエに向かい、汝の口を開きたりしなば、汝の口より出てたるまを、我に行え(ποιεῖ μοι ὄν τρόπον ἐξῆλθεν ἐκ τοῦ στόματός σου [ポイエイ・モイ・ホオン・トロオポン・エクスエーエールトヘン・エク・トウーウ・ストオマトオス・スウ])。主・ヤハウエが汝に与えたる助力によりて、汝は、汝の敵・アンモンの人々を、懲らしめえたればなり(… ἀνθ' ὧν ἐποίησέν σοι κύριος ἐκδικήσεις ἐκ τῶν ἐχθρῶν σου ἐκ τῶν υἱῶν Αμμων [… ἀντφ・ホオーン・エポイエーセン・ソイ・キュリオス・エクディケエーセエイス・エク・トオーオン・エクフットフロオーオン・スウ・エク・トオーオーン・ヒュイオーオーン・アムモオーン])。)<sup>37</sup>かくして、娘、父に向かい、我に、その言葉を行うべし、と言う」<sup>34</sup>。

i) ア) 以上のようにして、——再言すれば、——エフタは、アンモン人との戦いに限っての・ギレアデ人の〈軍事指揮者〉として、「主・ヤハウエ」によって〈定められた〉のであって、

イ) エフタの娘を含むギレアデ人、ないし、イスラエルの民の・相互の「契

34) LXX, p. 457 ; Int, p. 770 ; F, p. 768 ; D. S. 212—213 ; Č. str. 247 ; P. стр. 243



約」により、これらの者を「本人」とする「全面的代行者」としての「至高権力保持者」・「王」に、「設立」されたのでは、ない。

ウ) それゆえ、Lev・E, Lev・Lが言うのとは異なり、「エフタが、わが娘を生贄にした」〈根拠〉は、エフタが、「至高権力保持者」・「王」として、「当該の行為をする自由」・「生殺与奪の至高権力」を有していたところに、あったのでは、決してないのである。

j) このことの〈根拠〉が、それとは〈全く別の〉ところに存したことは、つぎによって明白である。すなわち、

ア) 上に見たように、エフタは、主・ヤハウェにたいし、主がアンモン人にたいする戦勝に力をかすならば、凱旋・帰国の折に、「わが家の門扉より走り出て我を迎えたるものは、なにものなりとも」、主・ヤハウェに「燔祭として捧げずんばならず」と「誓いを立て」たのであるが、

イ) この「誓いを立て」た時、エフタは、「自分を迎えたるもの」が、——したがって、それを「燔祭として捧げ」ざるをえないものが、——わが「ひとり子の愛娘」であろうとは、〈夢想だにしなかった〉のである。

ウ) このことは、「わが娘、汝は、わが胸を踏みしだき畢ぬ。汝は、わが眼に刺さる棘となれり」という・エフタの言葉に、明らかである。

エ) Int. の Exegesis は、RSV の “whoever comes forth from …” の文言（「…より出できたる者は、なに者なりとも」）を指して、「この誓いの言葉は、なにらかの・人身の生贄を、念頭においている」とするが、この解釈は、——〈成立しうる〉、とはいえ、——ほかならぬ「エフタの娘」が「燔祭として捧げられ」るに至った〈根拠〉を示しているものではない。

κ) なぜなら。ア) なるほど、RSV ・ “whoever comes forth from …” に相当する・LXX の “ὅς ἂν ἐξέλθῃ ἐκ …” ([ホオス・アン・エクスエルトヘエーエー・エク・…]) のうち、

i) ‘ἐξέλθῃ’ は、動詞・‘ἐξέρχασθαι’ ([エクスエルクヘエストハイ]。[～カラ出テクル]、等) の「Aorist」(ἀόριστος [χρόνος] ([アオリストス

[・クッロオノス]]。「無規定過去時称」形のうちの一つの「接続法」であり、  
 ii) そして、「条件文小詞」・‘*ἄν*’ (叙事詩, 叙情詩, レスボス地域語, キュプロス地域語, トヘッサリア地域語では, ‘*κε*’ ([ケ])ないし ‘*κεν*’ ([ケン]), ドオリイス大地域語では ‘*κᾶ*’ ([カアー]))を伴う「接続法」は、——この場合には, ‘*καὶ ἔσται ὅς ἂν ἐξέλθῃ …, … ἔσται τῷ κυρίῳ …*’ (「…走り出でたるものは…主・ヤハウエの物たるべし」として, 「主文節」を構成する「副文」・“*ὅς ἂν ἐξέλθῃ*”の中で用いられているのであるが, こうした「副文」にあっては, ——〈普適化〉の機能を持ち, すなわち, 「行為」, 「事柄」, 「人間」の「不特定の頻出・反復」, 例えば, 「ナニモノニテモアレ」, 「イカヨウニテモアレ」, 「イズコニテモアレ」, 「ナントキニテモアレ」等を, 表示する。換言すれば, 「現ニ在ル・具体ノ個別事態ガ, 重要デアルノデハナク, ナルホド, ソレノ・現実ノ出現ガ期待サレハスルモノノ, 同種ノ事態ノ多数ヲ合シタ抽象概念ガ, 重要デアル」場合に, 用いられる語法なのである。

イ) しかも, ‘*ὅς*’ は, この場合, 「関係代名詞」・「男性形」・「単数」・「指示格」(「主格」・「第一格」)であるが, ギリシャ語にあっては, 「名詞」・「代名詞」・「分詞」・「形容詞」の・総じて「男性形」は, ラテン語に見られる「共通ノ性」(*gēnus commūne* [ゲヌゥス・コムムーゥネ])を担い, すなわち, 「女性形」, 「中性形」に代用されることが, しばしばである。

iv) してみると, 「わが家の門扉より走り出て…迎えたるもの」とは, 「人身の生贄」であるにしても, 「エフタの娘」とは限らないことになるのであって,

ウ) ここに, KJV が, “whatsoever cometh forth of …”と訳す理由があるのである。

m) ア) とはいえ, i) 『旧約』の諸記述にしたがえば, 「戦争」は, 上記・f) のように, 〈軍事指揮者〉が, 主・ヤハウエから直接に「霊を吹き込まれ」て始まり, 戦勝後, 事隊の凱旋時には, 婦人が, 勝利の・歡喜の歌声を揚げる慣しであった。

ii) したがって, 「エフタの娘」が「ひとり子」である以上, 「門扉から走

り出て…迎え」る者は、〈娘以外にはいない〉のである。

イ) それゆえ、エフタが、あの「誓いを立て」た時、当然、既に〈念頭に〉あったのは、「自らの娘」が「燔祭として捧げられ」るのを免れぬ、ということであった、とする解釈は、〈成り立ちうる〉。

n) ア) i) だがしかし、エフタは、「燔祭として捧げられ」るのが、〈夢想だにしなかった〉・「わが娘」であることに〈苦悩〉しつつも、

ii) 「我は、汝につきて」、自分を〈軍事指揮者〉に〈定め〉た「主・ヤハウェに向かい」戦勝を得さしめるよう「わが口を開きたれば」、——すなわち、「誓いを立てた」のであるから、——その「誓い」を「取り消すこと能わず」、換言すれば、「誓い」を〈遵守〉せざるをえないことを〈根拠〉に、

iii) 「愛娘」を「燔祭に捧げ」ることを、〈決意〉したのであり、

イ) 他方、i) 「娘」は、「主、ヤハウェが汝に与えたる助力によりて、汝は、汝の敵…を懲らしめえなければなり」、——すなわち、「主・ヤハウェ」が、「父・エフタ」に力をかすことを、〈履行〉したのであるから、「父」もまた、「誓い」を〈履行すべきである〉——という〈根拠〉に基づいて、

ii) むしろ、「父」にたいし、「汝、我にかかわりて、主・ヤハウェに向かい、汝の口を開きたりしなば、汝の口より出てたるままを、我に行え」、「かくして、娘、父に向かい、我に、その言葉を行うべし、と言う」。と、自らを「燔祭に捧げる」ことの〈実行〉を、父に、〈迫っている〉のである。

o) してみれば、エフタが、「わが娘を生贄にした」〈根拠〉は、

ア) エフタが、「イスラエルの民」の「主」なる「ヤハウェ」にたいして「立てた」誓いを〈履行〉する〈責務〉が、エフタをのみでなく、エフタの娘をも、〈拘束〉したところに、あるのであって、

イ) エフタが、「わが娘を生贄にする」「自由」を有していたところに、あるのでは、断じてない。

p) それゆえ、Lev・E, Lev・Lが、かかる「自由」が存在する事例として、『旧約』史書に記されている・エフタとそれの娘との関係を挙げる、とい

う手法は、『旧約』の記述そのものによって、《否定》されるのである。

q) この手法自体は、いわゆる〈抵抗権〉論に直接にはかかわりをもたないとはいえ、上掲の「自由」が存在する、とする立論——それは、〈抵抗権〉は存在しえないことを、意味する——の〈論理上の過誤〉と相俟つものである以上、マイア-タシ、ほかの論者としては、当然、この手法の《成否》を吟味すべきであった。

12) つぎに、前出・10), b) の——「ダウイドが好むところを行う権利は、ウリア自身によって、ダウイドに与えられていた」、「ウリアは、自分を、ダウイドの所業の本人としてしっていた」——という・Lev・E, Lev・Lの論述が、『旧約』史書の一つ、『列王記・第二』(『サムエル後書』)(ΒΑΣΙΛΕΙΩΝ Β'. [バスイレエーエイオーン・デウテロス] II SAMUEL)の記述によって支持されるか、否かを、吟味しなければならぬ。

(なお、*Δαυιδ* ([ダウイド]), *David* ([デイヴィド]) は、ヘブル語での発音の・ローマ文字表音では、*dāwid* ([ダーウィードゥ]) であり、*Ουριας* ([ウリアス]), *Uriah* ([イウアラアイア]) は、*'ūriyyāh* ([ウーリッヤー]) ないし *'ūriyyāhū* ([ウーリッヤーフー]) であるが、本稿では、それぞれ、ダウイド、ウリアと表記する)。

『列王記・第一』(『サムエル前書』)に記されている・預言者サムエル、王サウル、ダウイドの関係、および、これらの者と主・ヤハウェとのかかわりについては、叙述を省略して、上記・『旧約』史書・「第五章」から辿れば。

a) 「<sup>1</sup>時に、イスラエルの部族のことごとく、ヘブロンに、ダウイドのもとに來たりて、ダウイドに言う。見よ、我らは、汝の骨肉なり。<sup>2</sup>汝、既に、サウルが王なりし時よりして、我らに添いて、イスラエルの民を率いて出で、率いて入る者なりき。しかして、主・ヤハウェ、汝に向かいて言う給う。汝、イスラエルの民の羊飼たるべく、汝、イスラエルの民のために指導する者たるべし、と」<sup>35)</sup>。

35) LXX, p. 574 ; Int, p. 1068 ; F. p. 940 ; D, S. 217 ; Č. str. 298 ; P, ctp. 293

「<sup>3</sup>かくして、イスラエルの長老衆のことごとく、ヘブロンに、王のもとに  
来たり、しかして、王・ダウイド、ヘブロンにて、主・ヤハウエの前に、長  
老衆と契約を交し (διέθετο αὐτοῖς ὁ βασιλεὺς Δαυιδ διαθηκὴν ἐν  
Χεβρων ἐνώπιον κυρίου [ディエトヘエト・アウトオーオイス・ホオ・バス  
イレエウス・ダウイド・ディアトヘエーケエーン・エン・クヘプロオーン・  
エンオーピオン・キュリウ]) 長老衆、ダウイドに全イスラエルの民の上に  
立つ王として、膏を注ぐ。——」。 (καὶ χρίουσιν τὸν Δαυιδ εἰς βασιλέα  
ἐπὶ πάντα Ἰσραηλ.——([カイ・クフリウスイン・トン・ダウイド・エイス・  
バスイレエア・エピ・パンタ・イスラエール])<sup>36)</sup>。

ア) Int の EXEGESIS は、RSV の ‘covenant’ について、「残念ながら、わ  
れわれは、ダウイドがイスラエルの長老衆と交した『契約』の文言を知らな  
い。しかし、その文言は、王との関係にあっては、イスラエルの民をユダの  
民と対等の条件におく、という条項を、含むものであったに相違ない。なぜ  
なら、のちに、「第十九章」・第四十三句、北方・イスラエルの民の・十の  
部族が、ユダの民に向かい、ダウイドにたいする貢献を、主張したからであ  
る。この主張は、血族関係を根拠に行われたはずもなく、それゆえ、『契約』  
を根拠に行われたものでなくてはならない<sup>37)</sup>、としている。(言及されている  
「第十九章」・第四十三句、[LXX では、第四十四句] は、以下のとおりであ  
る。「しかして、イスラエルの人、ユダの人に答えて言う。王にたいする貢献  
として私の部隊は、十なり。我は、汝の長兄なり。もとより、ダウイドにた  
いする貢献にても、我は、汝にまされり。汝、いかなる根拠によりて、我を  
悔りしか、…」<sup>37.a)</sup>。

36) LXX, p. 574 ; Int, p. 1069 ; F, pp. 940–941 ; D, S. 217 ; Č, str. 298 ; P, стр. 293

37) Int, p. 1069

37 · a) LXX, p. 608 ; Int, p. 1150 ; F, pp. 999–1000 ; D, S. 300 ; Č, str. 315 ; P, стр.

イ) 要するに、ダウイドとイスラエルの長老衆との間で交された「契約」は、イスラエル（およびユダ）の民が、「本人」となり、「王」・ダウイドを自らの「代行者」とする、という〈内容〉のものであった、ということは、なにも立証されえないのである。

b) ア) さらに、上掲の箇所では、ダウイドに、全イスラエルの民の上に立つ王として、「膏を注」いだのは、「イスラエルの長老衆」である、とされているが、後出のように<sup>38)</sup>、預言者ナタンの口を通じ、ダウイドの・邪な行いを詰る時の・主・ヤハウェの言葉は、「イスラエルの神なる主・ヤハウェ、かく言い給りけり。我は、汝 [ダウイド] を、全イスラエルの民の上に立つ王として、膏を注ぎたりき。…」である。

イ) 『列王記・第一』（『サムエル前書』）の「第十章」・第一句、「第十二章」・第三句、第五句、等に照らせば、「主・ヤハウェの民 [イスラエル] の上に立つ王」たる者は、ただ、「主・ヤハウェによりて膏を注がれし者」(χριστός κυρίου [ククリストス・キュリイウ]) のみであり、「民」が「王」を「立てる」ことは、〈ない〉のである。

c) ア) それゆえ、上記 a), イ) と併せて言えば、ダウイドは、イスラエルおよびユダの「民」の「各人」が交す「契約」によって、それらの「各人」を「本人」とする「代行者」として「設立」された「至高権力保持者」ではない。

イ) したがって、Lev・Lの言うのと異なり、「ウリアは、自分を、ダウイドの所業の本人としてしまっていた」ということは、《ありえない》事柄である。

d) つづいて、「<sup>4</sup>ダウイド、三十歳にしてイスラエルの民を王として統治するに至り、四十年の間、王として統治を行いたりき。<sup>5</sup>ヘブロンにてユダの民を王として統治すること、七年と六カ月、イエルサレムにて、全イスラエル

---

38) cf. *infra*, 本・12), j)

の民とユダの民とを統治すること、三十と三年なりき」<sup>39)</sup>。

e) さて、ダウイドが、イエルサレムに在った時のことである。「第十一章」。「<sup>2</sup>たそがるる頃のことなりき。ダウイド、おのれの寝台より起き出で、王宮の屋上を歩み、屋上より、<sup>ゆあ</sup>浴みする女を目にせり。女、見るに、はなはだ美しかりき」<sup>40)</sup>。

f) 「<sup>3</sup>ダウイド、人を遣し、その女のことを尋ねたり。人、言う。そは、バテシバ(Βηρσαβεε [ベエールサベエエ]。Bathsheba [バスシバ]。ヘブル語での発音。bat-seba' [バートウシェバ])、エリアムの娘にして、ヘテ人[ヒタイト人]なるウリアの妻ならずや、と。<sup>4</sup>ダウイド、使者を遣わして、バテシバを引き立て来らしめ、バラシバ、ダウイドの許に行き、ダウイド、バテシバと寝ねたりき。しかして、バテシバ、身の汚れを清め、おのれの家に帰りぬ」<sup>41)</sup>。

「<sup>5</sup>しかして、女、懐妊し、人をダウイドのもとに遣わして、我、懐胎せり、と言う」<sup>42)</sup>。

g) ダウイドは、おそらく、これを聞いて、バテシバの夫・ウリアを亡き者にし、女を妻に迎えんと企てたのであろう。ウリアが、アンモン人との戦いに遠く戦場に赴いていた・ダウイドの甥・ヨアブの部下であったところから、ダビデは、ヨアブに命じて、ウリアをおのれの許に遣わさせ<sup>43)</sup>、そして、ウリアがイエルサレムの自宅に戻ったところを、部下に襲わしめようと、謀ったもの、と思われる。

しかし、ウリアは、ダウイドが戦況について問うのに答えたのち、ダウイドが、—— 汝、汝の家に下りて、足に着きたる・旅の埃りを清めよ —— とすす

39) LXX, p. 574 ; Int, p. 1069 ; F, p. 941 ; D, S. 217 ;  $\check{C}$ , str. 298 ; P, стр. 293

40) LXX, p. 584 ; Int, p. 1099 ; F, p. 960 ; D, S. 250 ;  $\check{C}$ , str. 303 ; P, стр. 298

41) LXX, p. 584 ; Int, p. 1099 ; F, p. 960 ; D, S. 250 ;  $\check{C}$ , str. 303 ; P, стр. 298

42) LXX, p. 584 ; Int, p. 1099 ; F, p. 960 ; D, S. 250 ;  $\check{C}$ , str. 303 ; P, стр. 298

43) LXX, p. 584 ; Int, p. 1100 ; F, p. 960 ; D, S. 250 ;  $\check{C}$ , str. 303 ; P, стр. 298

めるにも拘らず、王宮を辞したのち、自分の主人・ヨアブの部下とともに、王宮の門の傍にて眠り、わが家には帰らなかった。翌日、タビデは、再びウリアを召して、これを酔わしめたのであるが、しかし、ウリアは、またしても、自宅に戻ることがなかった<sup>44)</sup>。

h) そこで、ダウイドは、「汝が、汝の家に下らざりしは、なにゆえなりや」と問うのにたいし、ウリアは、こう答えたのである。

「<sup>11</sup>しかして、ウリア、ダウイドに向かいて、言う。神の櫃<sup>ひつ</sup>とイスラエルの民とユダの民とは、いま、戦場の天幕の中に仮住まいし、わが主人・ヨアブとわが主人の部下たちとは、大地の表とに野営しおり。我のみ、わが家に入り、食し、飲み、わが妻と寐ぬること能うるや。もっていかなとなす。汝の魂生くるに誓いて<sup>45)</sup>、我、かかること、断じてなすべきに非ず」<sup>46)</sup>。

ア) これは、言うまでもなく、部下として自らの主人にまことに忠実かつ誠実なる者の言葉であり、

イ) それゆえにこそ、他方では、「イスラエルとユダとの民の上に立つ王」たるダウイドの〈意向〉(〈下心〉)を断乎として〈拒絶〉する言葉であって、

ウ) しかも、ウリアがダウイドに発した言は、これのみである。

エ) である以上、Lev・E, Lev・Lとして、ここから、いかにして、「ダウイドが好むところを行う権利は、ウリア自身によって、ダウイドに与えられていた」。「ウリアは、自分を、ダウイドの所業の本人としてしまっていた」、などと言ううるであろうか。

i) さて、こうして、ダウイドは、ウリアをイエルサレムの自宅にて謀殺することに失敗したため、「<sup>14</sup>…ダウイド、ヨアブにあてて、書をしたため、ウリアの手に託して、ヨアブに送れり。<sup>15</sup>その書にしたためしは、曰く。ウリ

44) LXX, pp. 584—585 ; Int, p. 1100 ; F, pp. 960—961 ; D, S. 250 ; Ć, str. 303 ; P, cnp.

45) 本・脚注は、長文にわたるため、本・II——Eの本文の末尾に記した。

46) LXX, p. 584 ; Int, p. 1100 ; F, p. 961 ; D, S. 251 ; Ć, str. 303 ; P, cnp. 298



アを激しき戦いにて敵の矢面に導き、汝・ヨアブは、ウリアの背後より、後方に退け。しかして、ウリア、敵に撃たるべく、死に至るべし、と。<sup>16</sup>かくて、ヨアブ、城壁の守りの様を見、強兵を配する要ある部署に、ウリアをおけり。しかして、兵士らは、そこを退きて、ヨアブとともに戦い、ダウイドの兵・部下のうちより、倒るる者出で、ヘテ人・ウリアの討死にせるは、もとよりなりき」<sup>47)</sup>。

「<sup>26</sup>ウリアの妻、夫・ウリアの死せるを聞き、わが夫のために嘆き悲しめり。<sup>27</sup>喪、明けて、ダウイド、ウリアの妻のもとに人を遣わし、これをおのれの家に入れ、ウリアの妻、ダウイドの妻となり、ダウイドに息子を生めり。

しかして、ダウイドのなしたる事 (τὸ ῥῆμα, ὃ ἐποίησεν Δαυιδ [ト・ルヘエマ, ホオ・エポイエーセン・ダウイド]), 主・ヤハウエの<sup>まなこ</sup>眼に (ἐν ὀφθαλμοῖς κυρίου [エン・オプットハアルモオーオイス・キュリイウ]), 邪なるは (πονηρὸν [ポネエーロン]) 明らかなりき (ἐφάνη [エプハアネー])<sup>48)</sup>。

ア) 以上から、紛れもないのは、王・ダウイドの所業が、

i) ウリアの妻・バテシバを己れの妻とせんとする〈劣情〉に発するところの・

ii) ウリアの〈謀殺〉であり、

iii) それゆえに、「ダウイド」を「イスラエルの民の上に立てた」「主・ヤハウエ」にとり「邪なる」ものであったのであり、

iv) さらに、次・j) に見るとおり、「邪なる」ゆえをもって、「主・ヤハウエの心」を「蔑ろにし」、「無視した」所業であった、ということである。

イ) したがって、ダウイドがウリアを殺害した・その所業の「本人」は、

47) LXX, p. 585 ; Int, p. 1101 ; F, pp. 961–962 ; D, S. 251 ; Ć, str. 303–304 ; P, стр. 298–299

48) LXX, p. 586 ; Int, p. 1102 ; F, p. 963 ; D, S. 251–252 ; Ć, str. 304 ; P, стр. 299

ウリアであった、とする・Lev・E, Lev・Lの所論は、ウリアにたいし、それゆえに「主・ヤハウェ」にたいして、ダウイドが犯した・上記の〈罪〉と〈邪悪〉とを、ウリアに帰するものであって、《全くの失当》である。

さて、つぎに吟味すべきは、Lev・E, Lev・Lが、——王・ダウイドが、「ワレハ、ヒトリ汝 [神] にタイシテノミ、罪ヲ犯セリ」と述べた——としている・その言葉が、いかなる《意味》をもつものであるか、である。

j) 主・ヤハウェは、先王・サウルを好まなかったが、その子息で預言者ナタンは、早くからダウイドと心を交わしていた友であった。

「第十二章」。「<sup>1</sup>主・ヤハウェ、預言者ナタンを、ダウイドのもとに遣わし、ナタン、ダウイドの許に行きて」<sup>49)</sup>、ある譬話を語った。

——ある町に、金持と貧乏人とが、いた。<sup>2</sup>金持には、はなはだ多くの羊と牛とが、あった。<sup>3</sup>貧乏人には、小羊が一頭のみであり、貧乏人は、これを唯一の財産とし、その幼い時から大切に育てていた。小羊は、飼主とともに、また、飼主の男の子らとともに、暮し、子どもらと同じように成長していった。飼主のパンを分け与えられて食し、飼主の椀から汁を飲み、飼主の懐<sup>かところ</sup>に抱かれて、飼主には娘同ようであった。

<sup>4</sup>旅人が、金持の家に立ち寄った。しかし、金持は、旅の者を饗<sup>もてな</sup>すのに、自分の羊、自分の牛の中から取るのを惜しみ、貧乏人の小羊を取り上げて、その小羊を自分の許に来た旅人の饗<sup>もてな</sup>しとした<sup>50)</sup>。——

この話を聞いて、「<sup>5</sup>ダウイド、この金持にたいし、はなはだしく怒りを発し、ナタンに向かいて、言う。かかることをなせし男は、主・ヤハウェ生くるに誓いて<sup>51)</sup>、必ず、死をもって罰せられるべく (*Zḥ k̄yrios, ḡti ūd̄os than̄at̄ou*

49) LXX, p. 586 ; Int, p. 1102 ; F, p. 963 ; D, S. 252 ; Ć, str. 304 ; P, стр. 299

50) LXX, p. 586 ; Int, pp. 1102—1103 ; F, pp. 963—964 ; D, S. 252 ; Ć, str. 304 ; P, стр.

51) cf. 前出・脚注・45)

ὁ ἀνὴρ ὁ ποιήσας τοῦτο [ゼエーエー・キュリオス, ホオティ・ヒュイオス・トハナトウ・ホオ・アネエール・ホオ・ポイエーサス・トウーウトオ])  
 かつ, かかる行をなせし償いと, かかる行いを控えざりし償いとして, 七倍  
 の小羊を支払うべし, と」<sup>52)</sup>。

「<sup>7</sup>この時, ナタン, ダavidに向かいて, 言う。かかる行いをなせし男と  
 は, 汝なり。イスラエルの民の神なる主・ヤハウエ, かく言い給う。我, 汝  
 を, イスラエルの民の上に立つ王として膏を注げり。我, 汝をサウルの手よ  
 り救いたりき。<sup>8</sup>しかして, 汝に, 汝の主・ヤハウエの家を与え, 汝の主・ヤ  
 ハウエの女たちを, 汝の懐に与え, かつ, 汝に, イスラエルの民とユダの民  
 との家を与えたりき。しかして, もし, それすらも僅かとあらば, 我, 汝に,  
 これとひとしきものを, さらに加えて与えんものを。<sup>9</sup>しかるに, なにゆえに,  
 汝は, 主・ヤハウエの<sup>まなこ</sup>眼にとり邪なることを行いしによりて, 主・ヤハウエ  
 の心を蔑ろにしたる (ἐφάυλισας τὸν λόγον κυρίου [エプァアウリサス・  
 トオン・ロオゴン・キュリイウ]) や。汝, ヘテ人・ウリアを剣をもて殺害し,  
 その者の妻を自らの妻に奪い, ウリアをアンモンの人々の剣にて斬殺せり。<sup>10</sup>  
 かるがゆえに, 汝がわれを無視したりし (ἐξουδένωσάς με [エクスウデノ  
 オーサス・メ]。KJV/RSV despised) 報いとし, しかして, ヘテ人・ウリア  
 の妻を奪いて, 汝に妻たらしめたる報いとして, 時のつづく限り, 剣, 汝の  
 家を離るること非じ, と。<sup>11</sup>主, ヤハウエ, かく言い給う。見よ, 我, 汝の家  
 より生じたる災いを汝の上に生ぜしむ。我, 汝の妻たちを汝の目前にて奪お  
 ん。しかして, 汝の隣人に与えん。汝の隣人, この天日の光の前にて汝の妻  
 たちと寝ねずんばあるべからず。<sup>12</sup>汝が人目にかくれてなしたる・その行い  
 を, 我は, イスラエルの・すべての民の前にて, この天日の光の下にて, 行  
 わんとす。<sup>13</sup>その時, ダavid, ナタンに言う。我, 主・ヤハウエにたいして,  
 罪を犯したりき (Ἠμάρτηκα τῷ κυρίῳ [へエーマルテーカ・トオーオー・

52) LXX, p. 586 ; Int, p. 1103 ; F, p. 964 ; D, S. 252 ; C, str. 304 ; P, стр. 299

キュリオオーオ])。ナタン、ダウイドに向かいて言う。しかるに、主・ヤハウェは、汝の・罪の行いを取り除き給えり。汝、死の罰を受くることなからん。<sup>14</sup> ただし、汝は、かかる行いによりて、主・ヤハウェの敵どもを気負わせたれば、汝に生まれたる・汝の息子は、死をもって生命を奪われずんば非ず。<sup>15</sup> かくして、ナタン、去りて、己が家に行けり」<sup>53)</sup>。

ア) i) 上掲の記述にしたがえば、ダウイドが、「我、主・ヤハウェにたいし、罪を犯したりき」と述べた・その「罪」は、自らに「王」として「膏を注いだ」「主・ヤハウェの心を蔑ろにし」、・「主・ヤハウェを無視した」「罪」を《意味》するものであり、

ii) さらに、その・「蔑ろにし」・「無視した」「罪」は、まさに「罪なき者」ウリアを「殺害」した「行為」の「罪」、とりもなおさず、ウリアにたいする「侵害」の「罪」を、《意味》するに外ならない。

なればこそ、ナタンも言うように、ダウイドは、「貧乏人」から、それが宝とする小羊を奪い取った「金持」と〈ひとしい〉のであって、主・ヤハウェがダウイドの「罪の行いを取り除く」ことがなければ、「死の罰を受くる」はずであったのである。

イ) それゆえ、Lev・E, Lev・Lが、——この・「罪」なる「行為」は、ウリアを「本人」とする・「代行者」たるダウイドの「行為」であり、すなわち「ウリアにたいする侵害ではなかった」。なればこそ、ダウイドは、「ワレハ、

53) LXX, pp. 586–587 ; Int, pp. 1103–1105 ; F, pp. 964–965 ; D, S. 252–253 ; C, str. 304–305 ; P, ctp. 299–300 . この文言を、Lev・Eは、*“To thee only have I sinned”* と、Lev・Lは、*“Tibi sóli peccávi”* ([ティビィ・ソリー・ペッカアーウィー]。「汝ヒトリニタイシテ、ワレハ罪ヲ犯シタリキ」と、している。しかし、本稿執筆者が使用した諸国語訳『旧約』のいずれの該当箇所にも、“only”. “sóli” (「形容詞」・“sólus”の「単数」・「第三格」(「与格」)の語形)に相当する語は、記されていない。

なお、Lev・Lが、上記の文言の出典を、“(Ps. iv. 6)”, すなわち「(『詩篇』・「第四章」・「第六句」)」としているのは、前出・脚注・21)のとおり、全くの誤りである。

ヒトリ汝 [神] にニタリシテノミ、罪ヲ犯セリ」と述べたのである——とする所論は、「主・ヤハウエ」自らの言葉によって、《否定される》のである。

13) a) 以上・11), 12) に見たようにして、「服従者・市民」を「本人」とし、「至高権力保持者」を「代行者」とする〈基幹理論〉から帰結する〈かの如き〉所論——「代行者」の・いかなる「行為」も、「本人」にたいする「侵害」とは、なりえない、とする所論——を、『旧約』史書によって傍証しようとする・Lev・E, Lev・Lの手法は、《破産》した。

b) その《破産》の原因は、Lev・E, Lev・Lが、〈基幹理論〉を自ら《忘失》して、

c) 〈基幹理論〉からは《帰結することのありえない》・上記の所論を、言表した〈論理上の誤謬〉に、ある。

14) ところで、〈基幹理論〉の《忘失》、いな、もはや《放棄》と、「国家法」の「制定」者としての・「代行者」たる「至高権力保持者」の「権力」——むしろ、「権力」を以てする・「服従者・市民」の「平和」と「人民ノ福祉」との「確保」の「責務」——の《忘却》とは、Lev・E, Lev・Lの上記・第七パラグラフにあって、つづいて、古代ギリシャにおける貝殻追放を挙げ、下記のように叙述されるところに、いよいよ明白となる。すなわち、

a) ア) アトヘエーエナイの民衆は、市民を追放する時、当の市民の犯した罪を糾弾するのではなく、「市民の最大多数」が「追放したかった者」を「なんびとであれ」、追放した。

イ) すなわち、その市民が、「法の違反者であるから」という理由によるものではなく、「非凡の力量ゆえに、法に違反しても処罰を免じられうる、と思われたがゆえに」、追放したのである。かつては、「市民たち」が、「正義の士」という「添え名」を捧げたアリスティデースが追放されたのも、この理由による。

ウ) しかしまた、身分卑しい道化師ヒュペルボロスを追放したのは、なんびとも、この人物を怖れたからではなく、おそらくは、「冗談から」、「追放し

たかったため」である。

b) 「けれども」、こうした追放は、「なんら不正」なものではない。「なぜなら」、人々は、「国家の権利によって (jūre … civitātis [ユウ・ウレ・キーウイターアティス]), 追放を行った」のであるからである<sup>54)</sup>。——

c) しかしながら、「市民の最大多数」が、「追放したかった者」を「なんぴとであれ」追放する、という〈恣意〉・〈無法〉をもって、「国家の権利」とする・上記の所論は、「国家」の「至高権力保持者」が、「服従者・市民」の〈自然権〉の〈行使〉の「代行者」である、とする〈基幹理論〉とは《全く相容れぬ》ものであり、

d) また、Lev・E, Lev・Lの論述が、「設立」による「国家」における「服従者・市民の自由」という・本来の《主題》から、既に《逸脱》したことを、示している。

e) そして、もし、かかる論述を容認するとすれば、〈抵抗権〉が存在する余地は、いささかもないのであるが、マイア-タシは、この論述については、《黙して語らない》。

f) さらに、上記の・〈基幹理論〉との《撞着》と、《主題》からの《逸脱》とは、Lev・E, Lev・Lの・次・各・第八パラグラフ、および、つづく・各・第九パラグラフの論述についても、言いうるところである。

15) まず、各・第八パラグラフでは、以下のように述べられる。

a) 古代のギリシャ人、ローマ人の筆になる史書、国家論に描かれる「自由」、また、今日、ギリシャ、ローマの国家論をとる論述・著述にあって称揚されている「自由」とは、「個々の市民の自由ではなくて」、「カマン-ウェルスの自由」(the Libertie of the Common- Wealth), 「国家の自由」(civitātis libertās [キーウイターアティス・リーベルタース])である。 b) この「国家の自由」は、「各人が各人に敵対する戦争」の身の上にある「個々人の自由」

---

54) 以上, Lev・E, p. 265 ; Lev・L, p. 162

と「同一」のものであり、すなわち、〈国家が国家に敵対する戦争〉を意味する「国家の自由」である。 c) 換言すれば、上記の「自由」とは、「いずれの国家もが有している」・「絶対の自由」であり、「国家が(あるいは、国家を代表する人間、ないしは、集合体が)」、「自らの利益に最大に資する、と判断する事柄」を「行う」・「絶対の自由」である。 d) それゆえ、「アトヘエーエナイ人、ローマ人が、自由であった」とは、すなわち、「自由なカマン-ウェルス」であったことである。 e) しかし、それは、「いずれかの個人が、自分自身の代行者に抵抗する自由を持っていた、ということではなく」、「人々の代行者が、対外の国民に抵抗する自由、これを侵略する自由を、持っていた、ということである」。 f) したがって、「アトヘエーエナイ人のなんぴとも、ローマ人のなんぴとも、法カラ自由デはなかった」。「法カラ自由デあったのは、これらの人々の国家であった」のである。 g) イタリアの都市・ルカ (Luca) (Lev・E)、ルッカ (Lucca) (Lev・L)<sup>55)</sup>の門と塔とには、大文字で『自由』と書き込まれていた」とはいえ、「ルッカの市民は誰ひとり、コーンスタンティノーポリスの市民より以上の自由を、享受してはいない」。「いずれの都市においても」、「市民」は、「国家法の桎梏の下ある」のである<sup>56)</sup>。

h) 上掲の・古代ギリシャ、ローマ、および、中世イタリアの都市ルッカ

---

55) イタリア北西部にあったリグウリア人がセルキオ島に移住してつくった集落に発し、古代の名称は、Lev・Eが記すように Luca ([ルカ]) であった。紀元前 177 年に、ローマの植民地となり、紀元前 56 年、第一次・三頭政治のもとで、ゲーユウス・ユリウス・カエサル、ポムペイウス、クラックウスの援助により繁栄し、紀元後 570 年頃以降、ランゴバルト (ロムバルディア) 部族の支配下にあった時期と、フランク帝国領の時期とにおいて、トスカーナ地方の首都となり、1081 年、神聖ローマ帝国皇帝・ハインリヒ四世から自由都市特許状を与えられ、これが、十二世紀に進展を見た・地方自治体としての「自由」の享受にとり、基盤となった。現在、西トスカーナ、ルッカ州の首都。大司教座。古来からの商業都市に加え、芸術の都でもあり、音楽祭で知られる。

56) 以上、Lev・E, p. 266 ; Lev・L, pp. 162-163

についての所論は、「設立」による「至高権力保持者」が、「服従者・市民」を「本人」とする「代行者」である、という〈基幹理論〉に、《いささかの関係も、有しない》。

i) さらに、そこに述べられているところは、見るとおり、相互間になんらの論理関連もない・〈三つ〉の事柄であるにすぎない。すなわち、

j) ア) 〈第一〉の所論は、各「国家」、ないし、「服従者・市民」の「代行者」たる「至高権力保持者」は、「自然のままの身の上にある」「各人」とひとしく、「万事にたいする権利」・（「戦争」の）「自由」を有する、とするものであるが、この所論は、「服従者・市民の自由」の論議にとって、《なにらの関わりをも、持たない》。これは、《当然》の事柄、敢て示される《必要のない》事柄を、語っているものである。

イ) 〈第二〉の所論は、「服従者・市民」は、「自分自身の代行者」たる「最高権力保持者」に「抵抗する自由」を〈持っていない〉、という趣旨のものである。「代行者」には、「服従者・市民」の・「抵抗する自由」を含む〈自然権〉が「委譲」されているのであるから、この所論は、《無意味》である。

ウ) 〈第三〉の所論は、「服従者・市民」は「法カラ自由ではない」、<sup>あま</sup>「国家法の桎梏の下にある」、とするものであるが、この事柄は、既に、「第十八章」に示されたところであり、かつ、この「第二十一章」でも、「国家法」が「言及していない」「行為」についてのみ、「服従者・市民の自由」が成り立つ、とされているのであるから、重ねてかかる所論をなすのは、《不要》である。

16) さて、つづく各・第九パラグラフで、Lev・E, Lev・Lが開陳するのは、下記の見解である。

a) ア) 人々は、「自由という・<sup>あま</sup>甘い名称に欺かれて、判別力を喪失し」、「もっぱら国家の権利である事柄」を、「各人の個人相続権として、わが身に要求する」。イ) この「過誤」が、国家論の著述によって高名を馳せている人々の権威によって裏書きされている以上、その「過誤」が、「反乱と現状の改変とを生み出す」にしても、これは、「なにら不可思議ではない」。ウ) 地



球の「この・西方の部分では」, 「国家の制定と諸権利」とに関する「意見」は, 「アリストテレーズ, キケロ, および, その他のギリシャ人, ローマ人たち」から, 受容されている。エ) この人々は, 「民衆統治制国家 (Popular State. *civitatēs democráticae* [キーウィーターテース・デーモクラティカエ]), および貴族統治制国家 (*civitatēs aristocráticae* [キーウィーターテース・アリストクラティカエ]) の時代に生涯をおくった」ために, 「国家の諸権利を, 自然が定めている諸原理から演繹するのではなく」, オ) 「おのれが属した国家の慣行と慣例とを」, 自らの・国家論の著述の中に, 「そのまま, 転写した」。カ) このため, アトヘーエーエナイの人々は, 「現状を改変するのを好まぬところから」, 「民衆統治制国家 (*civitas populāris* [キーウィーターズ・ポプウラーアリス]) のもとに生活する人々だけ」が, 「自由人」 (*liberī* [リーベリー]) であり, 「単一統治者」 (*monárcha* [モナルクハア]) に服している者たちは, 「奴隷」 (*servī* [セルウィー]) である, と思ひ込んだのである。キ) それゆえ, アリストテレーズは, (『政治学』<sup>57)</sup> 第六編 第二章で), 「自由は, 民衆統治制国政の中に, 見出される。国家の・他の統治の下にある者は, なんびとといえども, 自由人ではない」, と記している。ク) 同じようにして, 「キケロと, 他の著述家もまた」, 自らの国家学の学説を, 「ローマ人の慣例の上に, 据えた」。これらのローマ人が, 「単一統治制国政」 (*monárchia* [モナルクヒイア]) を憎悪することを, 学んだのは, 「至高の支配者, すなわち, 自らの王を, 廃位し, ローマの至高権力を, 自らの間で分割した先人たちから」であった。ケ) ところで, 「ギリシャ人, ローマ人の筆になる・こうした著作を読むことによって」生じたのは, 「今日の人々」が, 「幼時から, かかる意見をもって養われたため」, 「自由トイウモノニツイテ, 過てる観念を抱き, その影響を受けて」, 「ついには, 騒乱を煽動する性

---

57) "Aristótelis Política. Recôgnôvit brevīque adnotātiōne críticā instrūxit W. D. Ross." Óxonii, Typográpheum Clarendoniânnum. 1980.

情と、至高権力保持者の行動を弾劾する性情とを、身につけている」ことである。コ) しかも、このことが、「おびただしい流血を伴っているだけに」、私として、「文字通り断言することができる」のは、「世界の・この西方部分」が、「ギリシャ人とローマ人との言語による学識」に「代償を支払ったのに匹敵する・高値の買物」は、「なに一つとしてない」ということである、と「私は考えている」<sup>58)</sup>。

b) 上掲の見解の要点は、以下のところにある。

ア) 「今日」の西ヨーロッパにおいて、「単一者統治制 [王制] 国家」にたいする「反乱」・「騒乱の煽動」・「流血」が頻発しているのは、

イ) かかる「反乱者」の「性情」、それを養った「意見」・「観念」の、しからしめるところであるが、

ウ) この種の「意見」、「観念」を生ぜしめているのは、「単一者統治制国政」の〈否定〉・「王」の「廃位」の中にのみ、「市民」の「自由」がある、としたアリストテレース、キケロらの著作、および、それらの著作家を「受容」した・現在の「国家論」の著述、である。

エ) それゆえ、西ヨーロッパは、ギリシャ、ローマの「言語と学識」とを、「至高権力保持者」たる「単一統治者」(「王」)の「行動」にたいする・「流血」を伴う「騒乱の煽動」・「反乱」なる・おそるべき「高価」な「代償」を支払って、〈買入れた〉、と「断言することができる」のである。――

c) しかしながら、Lev・E, Lev・Lの・上掲の所論が《誤謬》であることは、その所論が、挙示されている・アリストテレースの・通称『政治学』の論述にたいする《偏見》と《無理解》とに充ちている、という一事をもってしても、明らかである。

ア) Lev・E, Lev・Lは、アリストテレースの“Πολιτικά.” ([ポリーティカ])。むしろ、『国政についての探究』と解すべきであろう)の『第六編』

---

58) 以上, Lev・E, pp. 267-268 ; Lev・L, pp. 163-164

(“Πολιτικῶν Ζ [ポリートイコオーオン・ゼューエタ])・「第二章」・第二パラグラフの・ある記述について、それを、あたかも、原文であるかのように、記しているが、これは、原文ではない。

イ) そこで、まず、アリストテレスの記述が、いかなる意図のもとに行われたかを、知るために、『第六編』の・先行する「第一章」・第二パラグラフに記されているところから、見ていかななくてはならない。

d) ア) 「ところで、本書で、以前に述べられたのは、どのような性格の (ποιία [ポオイア]) 民衆統治制国政 (δημοκρατία [デーモクラティアー]) が、どのような性格の (ποιία [ポオイア]) 国家 (πόλις [ポリス]) にふさわしいのか、同じくまた、いくつかの少数者統治制国政 (ὀλιγαρχίαι [オリガルクヒイアイ]) のうち、どのような性格のものが、どのような性格の民衆にふさわしいのか、さらに、その他の統治制の国政 (πολιτεῖαι [ポリートエイアイ]) のうち、どの国政が、どの民衆にとって有利であるのか、ということであった。しかしながら、[ついで] 単に、これら諸統治制国政の・どのような性格が、それぞれの国家にとって最善であるかが、明らかにされるべきであるにとどまらず、また、一般に、上記の統治制国政を樹立するには、どのようにすべきであるのかも、明らかにされるべきであるにも拘らず、私は、早急に論を進めてしまった。そして、まず、私は、民衆統治制国政について語ったのである。…前述の探究のために、理解しなければならないのは、民衆の情況 (τὰ δημοτικὰ [タ・デエーモティカ]) の・ことごとくと、民衆統治制国政に随伴すると見られる事態の・すべてと、である。この両者が合するところから生じてくるのは、民衆統治制国政にも種類 (εἶδη [エイデー]) がある、ということであり、すなわち、民衆統治制国政は、一 (μία [ミイア]) にして、しかも、多数 (πλείους [プレイウス]) ・かつ多様 (διαφοροί [ディアプホオロイ]) である、ということである。なぜなら、民衆統治制国政が多数であることの原因は、二つであって、第一は、以前に述べられた原因、すなわち、民衆が、多様であることであり、(なぜなら。農耕に

従事する者、手工製造業に従事する者、被雇用賃銀労働者が、多数者(πλήθος [プレエーエトホオス])をなす。これらのうち、第一の者が第二の者に加わり、さらに、第三の者が第一と第二との両者に加わる・その仕方により、民衆統治制国政は、最良のものに、また、劣悪なものになる、という相違が生ずるばかりでなく、また、民衆統治制国政ではなくなる、という相違も生ずるからである)、第二の原因は、次ぎに述べるものであるからである。すなわち、民衆統治制国政に随伴する事柄と、および、この統治制の国政に固有であると考えられる事柄とが、合して、それぞれ別個の(ἐτέραι [ヘテライ])民衆統治制国政を、創り出すのである。換言すれば、ある民衆統治制国政には、随伴する事柄が少なく、あるものには、多く、あるものには、あらゆる事柄が、随伴しうるのである。人が民衆統治制国政を望んで、これらの・随伴する事柄を左右しうる場合には、この国政を樹立するためにも、また、それを是正するためにも、有効であるのは、随伴する事柄の一つ一つに通暁することである。ところで、国政を確立する人々は、当該国政に固有な事柄のことごとくを、その国政の基底にあるもの(ἡ ὑποθεσις [ヘエー・ヒュポトヘエシス])と同一視してしまいたがるが、しかし、かかることをする人々は、誤りを犯している。このことは、以前に、国政の崩壊と保全とにかかわる事柄について述べられたとおりである。そこで、諸国政のそれぞれの基本原理(τὰ ἀξιώματα [タ・アクシオーマタ])と、特性と、意図とを、述べることにしよう<sup>59)</sup>。

イ) ここで留意すべき事柄は、つづいて示されるのが、上掲の記述の順序にしたがい、まず、「民衆統治制国政」の「基底にあるもの」、「基本原理」、あるいはまた、「原則」(ὅρος [ホオロス])としての「自由」の〈内容〉の〈規定〉である、ということである。

換言すれば、「自由」は、「民衆統治制国政」以外の「統治制国政」それぞ

59) op. cit. I. Bekker, 1317 · a, Ross, 10-39. pp. 192-193

れの「原則」に〈並置〉されているにすぎないのであって、他の諸「原則」・〈政治上の価値〉にたいして〈優位〉を与えられているのでは、〈全くない〉、ということである。

ウ) Lev・E, Lev・Lが犯した《根本誤謬》は、アリストテレースが「民衆統治制国政」の「原則」とした「自由」を、Lev・E, Lev・Lが著述された時期に「単一者統治制国政」にたいし「憎悪」を抱く「謀反人」たちが要求した「自由」と、《混同》した点にある。

エ) ところで、上掲に見るとおり、「民衆総治制国政には」、〈社会的分業〉のゆえに、「多数」の〈種類〉がある、とされている。

オ) i) 『第四編』・「第四章」・第二、第三パラグラフでは、プラトーンの『国政』の所論にしたがって、多数の・〈社会的分業〉の部門が挙げられ、それが、「富者と貧者」との別を生むことが、述べられている<sup>60)</sup>。

ii) 前掲の記述で、「多数者」と言われるのは、この「貧者」（「被雇用賃銀労働者」——プラトーンの用語）が、「多数者」をなす、の意である。

このことも、下記以下に見る論述にとって、肝要な事柄である。

e) さて、前掲・「第一章」・第二パラグラフをうけて、Lev・E, Lev・Lが言及している・アリストテレースの見解が、「第二章」・第一パラグラフの冒頭から、現われてくる。

「ところで、民衆統治制国政の基底をなすもの (*ἵποθεσις* [ヒュポトヘエシス]) は、自由 (*ἐλευθερίᾱ* [エレウトヘリイアー]) である。(なぜなら、人々が言うのを常としている (*λέγειν εἰώθασιν* [レゲイン・エイオートハアシン]) 事柄は、ひとり、この国政にあってのみ (*ἐν μόνῃ τῇ πολιτείᾳ ταύτῃ* [エン・モネエーエ・テエーエ・ポリーテエイアーア・タウテエーエ]), 人は、自由というものにあずからことができる (*ὥς … μετέχοντας ἐλευθερίᾱς* [ホオース…メテクホンタス・エレウトヘリイアース]), という

60) op. cit. I. Bekker, 1291 · a, Ross, 10–33. pp. 116–117

ことであるからである。その理由は、人々の言うところでは(φᾶσι [プハアースィ]。[φᾶσί]), 民衆統治制国政はことごとく、自由というものにあずかることを、意図している、というところにある。そして、自由とは、一つには、交替で(ἐν μέρει [エン・メレイ]), 被統治者となり(ἄρχεσθαι [アルクヘエストハアイ]) 統治者となること(ἄρχειν [アルクヘエイン]) である。その理由は、民衆統治制国政にあつての公正(τὸ δίκαιον [トオ・ディカイオン]) は、量にしたがつての(κατὰ ἀριθμὸν [カタ・アリトッモン]) 同等であること(τὸ ἴσον ἔχειν [トオ・イソン・エクヘエイン])<sup>61)</sup>であつて、価値にしたがつての(κατ' ἀξίαν [カト・アクスィアーン]) 同等<sup>62)</sup>ではない、というところがあり、そしてまた、公正とはかかる同等である、ということを決する至高権力を有する者(κύριον [キュリオン]) が多数者(τὸ πλῆθος [ト・プレエーエトス]) であることは、必然であつて、すなわち、多数者によって決定された事柄、それが、裁定(τέλος [テロス]) であり、それが、公正であることは、必然である、というところにある。なぜなら、人々の言うところでは(φᾶσι), 市民(πολίται [ポリィータイ]) の各々は、同等であるのでなければならないからである。その結果、民衆統治制国政にあつては、貧者が富者にまさる至高権力を有する者である、ということが、起こる。なぜなら、多数者は、貧者であり、そして、多数者による決定が、至高権力を有するからである。ところで、自由のしるしの一つは、国政(πολιτεία [ポリーテエイアー]) の原則(ὅρος [ホオロス]) を制定する(τίθενται [ティトヘエンタイ]) のは、民衆全員(πάντες οἱ δημοτικοὶ [パントス・ホオイ・デエーモティコイ]) である、ということであり、いま一つは、なんぴとも、己れの意志するままに、生活すること(τὸ ξῆν ὡς βούλεται τις [トオ・ゼエーエン・ホオス・ブウレタイ・ティス]), である。なぜなら、

61) この脚注は、長文にわたるため、本・II——Eの本文の末尾に、記した。

62) この脚注は、長文にわたるため、本・II——Eの本文の末尾に、記した。

人々の言うところでは ( $\phi\alpha\sigma\iota\nu$ 。[ $\phi\bar{\alpha}\sigma\iota\nu$ ]), 奴隷たる者の所業が、意志せざるままに、生活することであるならば、上記が、自由の働きであるからである。そこで、民衆統治制国政の・第二の原則は、つぎのものになる。すなわち、上記のところから帰結してきているのが、被統治者にはならない、なによりもまず、なんぴとからも統治を受けないということであり、だがしかし、それが不可能であれば、交替で、被統治者となる、ということであり、そして、そのことが、前述のようにして、同等にしたがう自由 ( $\eta\ \acute{\epsilon}\lambda\epsilon\nu\theta\epsilon\rho\iota\acute{\alpha}\ \eta\ \kappa\alpha\tau\grave{\alpha}\ \tau\acute{o}\ \acute{\iota}\sigma\omicron\nu$  [ヘエー・エレウトヘリイアー・カタ・ト・イソン]) に、合致するのである<sup>63)</sup>。

a) すなわち、『第六編』・「第二章」・第一パラグラフの論述は、「統治形態」( $\text{πολιτεία}$  [ポリテエイアー]) の一つである「民衆統治制国政」の「原則」たる「自由」の内容の〈規定〉にあてられたものであって、頻用されている。「人々の言うところでは、…」なる「挿入法」叙述形式が、その証左である。

b) そこで、その・「自由」の〈内容〉の〈規定〉は、分析すれば、以下のとおりである。

ア) i) 「自由」とは、まず、「なんぴとも、己れの意志するままに、生活する」ということであり、

ii) とりもなおさず、「被統治者にはならない」、ということであるのは、言うを俟たない。

b) i) しかしながら、〈社会的分業〉と(さらに、〈雇用・被雇用〉と)に  
応じて、「貧者」と「富者」とが存在する以上、

ii) 「富」という「価値」に「したがって同等であること」、——すなわち、「富」の「多」・「少」に「比例」して「同等」であること(「等比比例にしたがって同等であること」<sup>64)</sup>)は、「富者」には、「己れの意志するままに、生活

63) op. cit. I. Bekker, 1317 · a–1317 · b, Ross, 1317 · a, 40–1317 · b, 17. p. 193

64) cf. 前出・脚注・62)

する」ことを許すが、「貧者」にたいしては、それを許さない。

iii) したがって、「貧者」は、「量にしたがって同等であること」——「富者」と〈等量〉に「己れの意志のままに、生きる」こと——によってのみ、「自由」でありうる。

c) i) それゆえ、「公正」<sup>65)</sup>は、「等比比例にしたがって同等であること」ではなく、「等差比例にしたがって」、すなわち、「量にしたがって」「同等であること」である。

ii) ところで、「富者」が、自らの「自由」のみを求めて、前記の「等比比例にしたがって同等であること」を「公正」として主張しようとも、「貧者」は、「富者」にたいして「多数者」をなす。

それゆえ、「量にしたがって同等であること」を「公正」である、と「決定する至高権力を有する者」が、「貧者」という「多数者であることは、必然である」。

iii) このことが、——「貧者」である「多数者によって決定された事柄」[「量にしたがって同等であること」]、それが、裁定であり、それが、公正であることは、必然である、と言われるのである。

iv) そして、この点に限っては、「貧者が富者にまさる至高権力を有する者である」。

d) i) しかしながら、「貧者」といえども、「富者」とひとしく、「量にしたがって同等であること」を〈超えて〉、「己れの意志するままに、生活すること」は、「不可能」である。

ii) なぜなら、その〈超える〉ことは、「多数者」たる「貧者」自ら「決定し」「裁定」した・上記の「同等」という「公正」に〈反する〉ことであるからである。

iii) こうして、「貧者」も「富者」も、ともに、「己れの意志するままに、

65) cf. 前出・脚注・61)



生活する」こととしての「自由」において、すなわち、「被統治者にはならない」こととしての「自由」にあって、「量にしたがって同等であること」なる「公正」に服するのでなければならない。

e) i) しかし、ということは、「自由」とは、もはや、「交替で、被統治者となり統治者となる」以外は、成立しえないことである。

ii) これが、「民衆統治制国政」の「第二の原則」とされているものである。

iii) そして、この「交替で、被統治者となり統治者となる」ことは、上に分析したように、「自由」と「公正」・「量にしたがって同等であること」との〈融合〉に外ならない。

それゆえ、「交替で、被統治者となる…ことが、同等にしたがう自由に、合致する…」と言われるのである。

f) i) ところで、「交替で、被統治者となり統治者となる」とは、「富者」と「貧者」とが、「同等にしたがって」〈自らを「統治」すること〉、すなわち、〈自治〉である。

ii) 換言すれば、「民衆統治制国政」の「原則」たる「自由」の〈内容〉は、「同等にしたがう自由」としての〈自治〉である、と〈規定〉されている、としなければならない。

g) i) つぎに、同じようにして、「量にしたがって同等であること」を「公正」として「決定」し「裁定」したのは、「多数者」たる「貧者」であるにしても、当の「貧者」も「富者」も、ひとしく、この「公正」に則り、「交替で、被統治者となり統治者となる」ほかはない以上、「国政の原則を制定する」のは、「貧者」と「富者」とを合した「民衆全員」であらざるをえない。

ii) このことが、「自由のしるしの一つ」とされ、すなわち、「民衆統治制国政」の・〈第二〉の「原則」なのである。――

iii) この事柄もまた、「民衆全員」が、「国政の原則を制定する」ところの〈立法者〉である、という意味において、「民衆統治制国政」の「原則」が、「同等にしたがう自由」、すなわち、〈自治〉にあることを、示すものである。

h) 以上のようにして、Lev・E, Lev・Lが言及している・『政治学』・『第六編』・「第二章」の主眼は、「民衆統治制国政」の「原則」を、「自由」と「公正」・「量にしたがって同等であること」との〈融合〉に基づく・「貧者」と「富者」とから成る「民衆 (δημος [デューエモス])」の「全員」の〈自治〉と〈規定〉するところにあつた、と見なければならぬのである。

i) i) しかも、〈社会的分業〉による「労働の生産力の進歩」は、「ポリス」(πόλις)・「国家」に「富」を齎すものであり、すなわち、〈自治〉・「自由」と「富」とが、「民衆統治制国政」の「特性」を形づくることになる。

ii) はたして、『第四編』・「第八章」・第二パラグラフに、——「真正な国政」は、「三つ」、すなわち、「単一者統治制国政、最優秀者統治制国政、自治制国政」(πολιτεία この語は、主要な四語意として、「市民権」、「国政」、「統治形態」、および、「自治制国政」<sup>66)</sup>、をもつ)、である——とされ、そして、「明らかなのは、自由と富、すなわち、富者と貧者との融合を、自治制国政と名づけなければならぬ、ということであり、…」<sup>67)</sup>と述べられている。

17) さて、Lev・E, Lev・Lは、アリストテレースが、『第六編』・「第二章」にあつてのみでなく、一般に、あたかも、——「民衆統治制国政」が意図する「自由」が、およそ、「国政」の・〈最高〉の「原則」である、——としているかのように、語っており、そして、その・アリストテレースの教説が、目下

66) Liddell & Scott (ed.): "Greek-English Lexicon" は、—この語は、「特に、*republican government, free common-wealth*」を意味する、——とし、この用法が、『ニコマクホスに与うる倫理学』、および、『政治学』に見られる箇所を、挙示している。p. 1434

また、Bailly, A. (éd.): "Dictionnaire Grec Français". は、この語について、「特に、*gouvernement des citoyens par eux-mêmes, gouvernement républicain, aussi bien oligarchique que démocratique*」と記し、アリストテレースの『政治学』にこの語意が現われている箇所を、挙げています。p. 1587

67) op. cit. I. Bekker, 1294・a, Ross, 22—23. p. 125

の西ヨーロッパにあって、「単一者統治制国政」にたいする「憎悪」を生み、「反乱」・「騒乱」、その他の〈政治上の混乱〉の種子となっている、としているのである。

a) ア) かししながら、第一に、さきに、『政治学』・『第六編』・「第一章」・第二パラグラフの叙述に見たとおり、アリストテレースが、「民衆統治制国政は、一にして、しかも、多数・かつ多様である」、としているにも拘らず、

イ) Lev・E, Lev・Lは、〈いかなる〉「民衆統治制国政」について、前述のように解しているのかを、なんら言明してはいないのである。

b) ア) 第二に、アリストテレースは、決して、「自由」のみを、「国政」の〈最高〉の「原則」とはしていないのであって、〈より高次〉の「原則」に立つ「国政」を挙げているのであるが、

イ) Lev・E, Lev・Lは、それについて、《無知》であるか、《無理解》であるのである。

c) そこで、上に、第一に、として示した点から見ていくならば。

ア) 『第四編』・「第四章」・第四パラグラフに、つぎのように述べられている。

「民衆統治制国政と呼ばれるものの・第一は、なによりもまず、同等にしたがう (*κατὰ τὸ ἴσον* [カタ・ト・イソン]) それである。すなわち、この種の民衆統治制国政の法が、同等として命令している (*φησιν* [プフエースィン])。 *φησιν* のは、貧者が富者にまさる権限をもたぬこと、また、両者のいづれにせよ、他方の支配者となることがないこと、両者が等しく支配者となること、である。なぜなら、ある人々が理解しているように、自由 (*ἐλευθερίᾳ* [エレウトヘエリィアー]) と同等 (*ἰσότης* [イソテエース]) とが、なによりもまず民衆統治制国政の中に存在することが真実であるとすれば、それは、なによりもまず、万人が等しく (*ὁμοίως* [ホオモイオース]) 国政を担当する (*κοινωνοῦτες* [コイノオーヌウーウテス]) がゆえに、なによりもまず上記のようにして、自由と同等とがこの国政の中に存在しうるからである。すなわ

ち、民衆が大多数を占めるもの(πλείων [プレエイオン])であり、そして、大多数を占める者による共同決定(τὸ δόξαν [ト・ドクサン])が至高権力を有する(κύριον [キュリオン])ことによって、民衆統治制国政は、必ず、こうした・万人が等しく担当するものであらざるをえないのである。とはいえ、これは、民衆統治制国政の・一つの種類(έν… εἶδος [ヘエン…エーエイドス])である。上記と異なる種類(ἄλλο [εἶδος [アッロ [エーエイドス]])は、統治の権限が、資産に基づくものであるが、ただし、その資産は、小額である。資産を自ら取得した者には、国政に参与する(μετέχειν [メテクヘイン])権限があるべきであり、資産を放棄する者には、参与する権限はあるべきでない。また別の種類の(ἕτερον εἶδος [ヘエテロン・エーエイドス])民衆統治制国政は、非難される余地なき限りでの・あらゆる市民(πολίται [ポリータイ])が、国政に参与し、しかし、統治するのは法である種類のものである。さらに別の種類の(ἕτερον δὲ εἶδος)民衆統治制国政は、単に(μόνον [モノン])市民でありさえすれば、すべて、統治に参加する(μετεῖναι [メテエーエイナイ])権利を有し、しかし、統治するのは法である種類のものである。さらに別の種類の(ἕτερον δὲ εἶδος)民衆統治制国政は、他の点では、上記の種類と同じであるが、しかし、至高権力を有するのが、多数者(τὸ πλῆθος [トオ・プレエーエトホオス])であって、法が至高権力を有するのではない種類のものである。この種類が生ずるのは、民衆集会での投票による布告(τὰ ψηφίσματα<sup>68)</sup> [タア・プセエープレヒスマタ])

68) この語 (sg. ψηφίσμα) は、「小石」(ψηφίς [プセエープレヒイス])に由来して、本来は、「小石を用いて投票が行われた決定」を意味し、「布告」、「特ニ、民衆集会ガ発シタ布告」を表わした。「法」(νόμος)と同義にも用いられたが、「通常ハ、法トハ異ナルモノ」とされ、その相違は、「法ハ、普遍的性格ヲ有スルノニヒキカエ、ψηφίσμαハ、特殊ナ事情、ナイシ、特定ノ人物ニカカワルモノデアアル」というところにある。

アリストテレーズは、本・脚注を施した本文に見られるとおり、本来「至高権力を有」すべきは、νόμοςであって、ψηφίσμαであってはならない、という見解に基づいて、両者を区別している。

が至高権力を有して、法なるもの（ὁ νόμος [ホオ・ノモス]）が至高権力を有しない場合に、である。そして、こうした事態が起こるのは、民衆煽動者（οἱ δημαγωγοί [ホオイ・デエーマゴオーゴイ]）による。なぜなら、法にしたがう（κατὰ νόμον [カタ・ノモン]）民衆統治制をとる国政にあっては、民衆煽動者が生まれることはないのであって、すなわち、市民のうちの・最も優れた人々が、権威の座にあるからである。法が至高権力を有しない場合、そこに民衆煽動者が生まれるのである。すなわち、民衆は、多数から合して一とされ、単一支配者（μόναρχος [モナルクホス]）となる。単一支配者となる理由は、多数の人々が至高権力を有する、ということが、各人ひとりひとりが至高権力を有する、ということではなくて、多数の人々が総体として至高権力を有する、ということである点に、ある。ホメエーロスが、どのような多数人支配を、優れたものではない、と言っているのか、上記のような多数人支配を言っているのか、それとも、多数者が各人ひとりひとり、統治者である場合を言っているのか、その点は、明らかでない。しかし、いずれにせよ、合して一とされた民衆は、単一統治者（μόναρχος [モナルクホオス]）たるがゆえに、法による統治を受けずに（διὰ τὸ μὴ ἄρχεσθαι ὑπο νόμον [ディア・トオ・メエー・アルクヘエストハアイ・ヒュポ・ノムウ]）、単一者として至高権力を行使しようと（μοναρχεῖν [モナルクヘエーエイン]）欲し、それゆえ、独裁を行う（δεσποτικός [デスポティコス]）民衆となり、その結果、民衆におもねる者たち〔民衆煽動者〕が高名を得るのであって、こうした民衆統治制国政は、単一者統治制国政（μοναρχία [モナルクヒイアー]）に類するよりも、専制者統治国政（τυραννίς [テュランニイス]）に類するものである<sup>69)</sup>。

k) 以上に見るとおり、アリストテレースが「民衆統治制国政」と呼ぶものは、〈五つ〉の「種類」にのぼるにも拘らず、Lev・E, Lev・Lは、自らが

69) op. cit. I. Bekker, 1291・b—1292・a. Ross, 1291・b, 30—1292・a, 18. pp. 118—119

論及している「民衆統治制国政」が、これらのうち、いずれを指すものであるかに、《なにも触れていない》のである。

1) それゆえ、いっそう、さきに見た・『第六編』・「第二章」・第一パラグラフに示された「民衆統治制国政」が、上掲・〈五つ〉の「種類」のいずれに相当するかを、知ることが必要となるが、

しかし、それに先立って、以前に、第二に、として記した点——アリストテレースは、「民衆統治制国政」の「原則」たる「自由」を、決して、「国政」の・〈最高〉の「原則」であると〈評価〉してはいないこと——を、明らかにしておかなくてはならない。

18) a) まず、『第四編』・「第八章」・第二パラグラフに、つぎのように、述べられている。

「ところで、つぎに、国政の原則として同等の資格を要求しているものは、三つ、自由 (*ἐλευθερία* [エレウトヘエリィアー]) と、富 (*πλοῦτος* [プルウットス]) と、徳 (*ἀρετή* [アレテエー])<sup>70)</sup> とであるから、(なぜなら、人々が、門地の高さ (*εὐγένεια* [エウゲネイア]) と呼んでいる・第四のものは、上記の latter・二つに従うものであるからである。すなわち、門地の高さとは、父祖古来の富と徳とである)、明らであるのは、一方で、上記のうちの・二つのもの、自由と富と、すなわち、富者と貧者と、の融合を、自治制国政 (*πολιτεία*<sup>71)</sup> [ポリティアー]) と名づけなければならない、ということであり、他方で、上記の・三つのもの、すなわち、自由と富と徳との融合を、真実の (*ἀληθινή* [アレエートヒィネエー])・かつ・第一に位する (*πρώτη* [プロオーテ]) 国政なるがゆえに、他の国政のなににも立ちまきって、最優秀者統治制の理想国政 (*ἀριστοκρατία* [アリстокラティアー]) と名づけなければならない、ということである」<sup>72)</sup>。

70) cf. 前出・脚注・62), k), seqq.

71) cf. 前出・脚注・66)

72) op. cit. I. Bekker, 1294・a, Ross, 19—25, p. 125

b) ア) 「アリストクラテ<sup>イ</sup>アー」は、〈本来の語意〉からすれば、'ἀριστος'<sup>イ</sup> ([アリストス]。「最優秀ノ」) + 'κράτος'<sup>イ</sup> ([クラトス]。「統治権力」) に発するが、実際の・歴史上の「統治形態」としては、最高の「門地」の出身者が「統治者」たる・いわゆる「貴族統治制国政」である。

しかし、アリストテ<sup>レ</sup>ースは、「門地の高さ」とは「富と徳」とを意味する、とし、これに、〈自治〉としての「自由」を加えた・「三つ」の「原則」を「融合」した「国政」を、〈本来の意味〉での「最優秀者統治制国政」とし、実際の「貴族統治制国政」を超えるものとして「真実の」と名づけ、

イ) さらに、「自由と富」との二「原則」を「融合」した「自治制国政」を凌駕する、という点にあって、「第一に位する国政」・「理想国政」としているのである。

c) つぎに、ア) 同じく『第四編』・「第一章」・第二パラグラフでは、——その根拠は示されていないが——「単一者統治制国政」(βασιλεία [バシレイエ<sup>イ</sup>アー]・μοναρχία [モナルクヒ<sup>イ</sup>アー]) が、「第一に位する・至聖の国政」としておかれ<sup>73)</sup>、

イ) また、「真正な国政」とは、「三つ」のもの、すなわち、この「単一者統治制国政」、「最優秀者統治制国政」、および、「自治制国政」である、と挙示されている<sup>74)</sup>。

ウ) そして、これらにたいし、「かかる国政の踰越」[踏み越え]は、「三つ」、すなわち、「単一者統治制国政の踰越」が「専制者統治制国政」(τυραννίς [テュランニ<sup>イ</sup>イス]) であり、「最優秀者統治制国政の踰越」が、「少数者統治制国政」(ὀλιγαρχία [オリガルクヒ<sup>イ</sup>アー]) であり、そして、「自治制国政の踰越」が、「民衆統治制国政」である、と規定されたのち<sup>75)</sup>、

エ) 後者・「三つ」の「国政」のうち、「第一に位する・至聖の国政」たる

73) op. cit. I. Bekker, 1289 · a, Ross, 40. p. 111

74) op. cit. I. Bekker, 1289 · a, Ross, 1289 · a, 27–28, pp. 110–111

75) op. cit. I. Bekker, loc. cit.

「単一者統治制国政」の「踰越」である「専制者統治制国政」が、「最も劣悪」、これに次ぐのが、「少数者統治制国政」，「僅かに許容しうるもの」(μετριωτάτη [メトリオータテー])が、「民衆統治制国政」である<sup>76)</sup>，とする〈評価〉が示されている。

d) この〈評価〉にしたがえば，アリストテレースは，「真正な国政」の一つたる「自治制国政」を「踰越」した「民衆統治制国政」までも〈全面的に〉〈許容している〉のでは，ないことが，明らかである。

この意味でも，Lev・E, Lev・Lが，アリストテレースの言う「民衆統治制国政」について，〈無差別に〉論じているのは，《失当》である。

e) ア) さて，そこで，前掲の・〈五つ〉の「種類」の「民衆統治制国政」のうち，さきに『第六編』・「第二章」・第一パラグラフに見たものに相当するのは，——とりもなおさず，「自治制国政」を「踰越」することがないものは，——どれであるのか，である。

イ) それは，明らかに，〈第五〉の「種類」を除く・他の〈四つ〉のものである。

なぜなら，〈第五〉と他の〈四つ〉とを区分する事態は，後者にあってはすべて，「法」が「至高権力を有する」ことであるからである。

ウ) 『政治学』全体を通じて，「法」への関説は，まことに少ないとはいえ，上記の「法」とは，なにであるか，については，上の・〈五つ〉の「種類」の「民衆統治制国政」についての論述に即して，その規定を得ることは，できる。

エ) そこで，とりわけて詳細に論述されている・〈第一〉の「種類」についての記述内容の分析からすれば，〈四つ〉の「種類」を通じての「法」とは，「自由」と，「貧者」と「富者」との間の「量にしたがう同等」との〈融合〉，すなわち，〈自治〉を，「命令している」もの，換言すれば，上記の〈融合〉

---

76) op. cit. I. Bekker, 1289・b, Ross, 2-5, p. 111



を〈命令〉し、それゆえ、〈融合〉が否定されることを〈禁止〉しているもの、である、と解する外はない。

f) その点から、とくに、この・〈第一〉の「種類」の規定と、Lev・E, Lev・Lが言及している・『第六編』「第二章」での・「民衆統治制国政」の規定とを照合すれば、

ア) 後者の「民衆統治制国政」と、〈第一〉のそれとが、対応する、と見るほかはないのであって、

イ) そして、これが、「自治制国政」(*πολιτεία*)とされ、「単一者統治制国政」、「最優秀者統治制国政」と合して、「三つ」の「真正な国政」に数えられているものである、としなければならない。

g) それゆえ、ア)『第四編』・「第八章」・第二パラグラフで、「もとより、最優秀者統治制国政の原則は、徳であり、少数者統治制国政の原則は、富であり、民衆統治制国政の原則は、自由である」と規定されている場合の・その「自由」は、前述の〈自治〉であり、

イ) したがって、ここの箇所で「民衆統治制国政」と呼ばれているものも、やはり、あの「自治制国政」である、と解すべきである。

h) ア) 要約すれば、アリストテレスは、「自治制国政」を、「単一者統治制国政」および「最優秀者統治制国政」と〈並置〉させて、「真正な国政」(*αἰσθηταὶ πολιτεαί* [ハイ・オルトハイ・ポリーテエイアイ])をなすもの、としているのであり、

イ) そのようなものとしての「自治制国政」の「原則」を、「量にしたがう同等」と〈融合〉して〈自治〉を形づくる「自由」と名づけて、これまた、他の・二つの「国政」の「原則」と、〈並置〉しているのである。

ウ) 〈並置〉している、ということは、言うまでもなく、Lev・E, Lev・Lが、「自治制国政」を「民衆統治制国政」から〈識別しえぬまま〉、他の「統治形態」の「国政」に、〈優越〉するもの、いな、それらを〈排除〉するもの、としていることとは、〈全く相容れない事柄〉である。

i) こうして, Lev・E, Lev・Lが, かかる・〈自治〉を形づくる「自由」を指して, ——「単一者統治制国政」にたいする「憎悪」をかき立て, 「反乱」, 「流血」, 「騒乱の煽動」を生じさせるもの, ——と論述するのは,

ア) アリストテレースの言う「自由」の概念と, Lev・E, Lev・L・各『第二部』・「第二十一章」に述べられている・「謀反人」が「理解」する「自由」との《混同》, および, それに基づく・アリストテレースの見解にたいする《無理解》と《偏見》とを, 示しており,

イ) 同時代の〈政治上の混乱〉の責を, アリストテレースに, 《故なくして帰している》ものに, 外ならない。

j) そして, Lev・E, Lev・Lがアリストテレースがこうむった・この《冤罪》は, それ性格からすれば, 当然, 他の・「ギリシャ」・およびキケロを含む「ローマ」の「著作家たち」にも, 例外なく, そのまま及んでいる, と見て誤りないものである。

k) そして, 再言すれば, Lev・E, Lev・Lの・上掲の論述もまた, 「服従者・市民の自由」という《主題》からの《逸脱》である。

45) ここに, 「汝の魂生くるに誓いて」と訳したのは, LXX (p. 584) では, 'ἐγὼ ἢ ψυχῆ σου' ([ゼエーエー・ヘエー・プシュクヘエエー・スウ]) である。'ἐγὼ' は, 動詞・'ἐγὼν' ([ゼエーエン]) の・「三人称」・単数・主語」の場合の「現在」・「直接法形」であり, («一人称」では, 'ἐγώ' ([ゾオーオー]), 「二人称」では, 'ἐγὼς' ([ゼエーエース])), 'ἐγὼν' の語意を「生きている」ととれば, 'ἐγὼ ἢ ψυχῆ σου' は, 上記からして「汝の魂は, 生く」であるが, この場合の 'ἐγὼν' は, ギリシャ語辞典としてのみならず, あらゆる言語の辞典として冠たる "A Greek-English Lexicon, compiled by Henry George Liddell (1811–1898) and Robert Scott (1811–1887). A new edition, revised and augmented by Henry Stuart Jones (1867–1939) with the assistance of Roderick Mckenzie (1887–1937)," (Oxford, the Clarendon Press. [Ist edition, 1843. New (nine) edition completed, 1940] Reprinted, 1973, i–xiv, 1–2042 p. Supplement, i–xi ; 1–152 p. 以下, Liddell-Scott と略記) が, 「誓い」・「誓詞」(as-severations) («～に誓いて», «～にかけて») の用法として, 挙げられているものである。(p. 758)。

もとより、『旧約』・ヘブル語テキストの辞典として権威を認められている“A Hebrew and English Lexicon of the Old Testament. Based on the Lexicon of Wilhelm Gesenius, as translated by Edward Robinson. Edited by Francis Brown, S. R. Driver, Charles A. Briggs.” (Gxford. The Clarendon Press. 1972, i–xix ; 1–1127 p. 以下, HLO と略記) は、ヘブル語で「生きている」を表示する動詞、および、「生きているところの」を表示する形容詞について、記述したのち、この形容詞について、注として慣用句を挙げ、「人の生命<sup>いのち</sup>にかけての誓いに (In the oath by life of men) 用いられる、としている。(p. 312)。示されている用例の第一は、通称『サムエル後書』(LXX では、『列王記・第二』)・「第十五章・第二十一句」であり、王・ダウイドが、アブサロムの手を逃れんとする時、外国人なるガテ人・イツタイにダウイドのもとを去ることを勧めた折りの・イツタイの言葉である。<sup>21</sup>*καὶ ἀπεκρίθη Εἰθι τῷ βασιλεῖ καὶ εἶπεν Ζῆ κύριος καὶ ζῆ ὁ κύριός μου ὁ βασιλεύς, ὅτι εἰς τὸν τόπον, οὐ εἶν ἡ ὁ κύριός μου, καὶ εἶν εἰς θάνατον καὶ εἶν εἰς ζῶην, ὅτι ἐκεῖ ἔσται ὁ δουλός σου.* (LXX. p. 596). (「イツタイ, 王 [ダウイド] に答え, しかして, 言う。主・ヤハウェ生くるに誓い, わが主なる王生くるに誓う。わが主あらんところ, いずこなりとも, 死の中へならんとも, 生の中へならんとも, 汝の僕たる我, そこにあらざるべからず, と」)。

第二に挙げられる用例は、『サムエル前書』(『列王記・第一』)「第一章・第二十六句」で、主・ヤハウェが、エルカナの・二人の妻の一人・ハンナに、子・サムエルを授けた時の・ハンナの言葉である。<sup>26</sup>*καὶ εἶπεν Ἐν ἐμοί, κύριε Ζῆ ἡ ψυχὴ σου, ἐγὼ ἡ γυνὴ ἡ καταστάσα ἐνώπιόν σου ἐν τῷ προσεύξασθαι πρὸς κύριον* (LXX, p. 504). (「[<sup>25</sup>ハンナ, …]<sup>26</sup>しかして, 言いけるは, 主よ, 我とともにあらんことを。汝の魂生くるに誓いて, 我は, 主・ヤハウェに祈りを捧げし時, 汝に向かい合いたりし女なり」)。

‘*Ζῆ κύριος*’なる語法は、その他、『列王記・第一』・「第十九章・第六句」、同・「第二十九章・第六句」『列王記・第二』・「第十二章・第六句」等に見られ、‘*Ζῆ ἡ ψυχὴ σου*’の語法は、『列王記・第一』・「第二十五章・第二十六句」、『列王記・第二』・「第十一章・第十一句」、等に見られる。

なお、『列王記・第一』・「第二十章・第三句」には、‘*ἀλλὰ Ζῆ κύριος καὶ Ζῆ ἡ ψυχὴ σου*’と、双方の語法が現われ、HLO は、その・ヘブル語の文言を、「ヤハウェ生くるに誓い, かつ, 汝の魂(ナイシ, 汝自ら)生くるに誓いて」と解している。(p. 541)。また, Liddell-Scott は、『モーセ・五書』の『第四』・『民数記』(“ΑΡΙΘΜΟΙ” ([アリト ヲモオイ]) “ΝÚΜΕΡΙ” ([ヌウメリー])「第十四章・第二十一句」の・主・ヤハウェの言葉を挙げているが、このように「一人称」で用いられることもあったのである。すなわち, <sup>24</sup>*ἀλλὰ ζῶ*

ἐγὼ, καὶ ζῶν τὸ ὄνομα μου, καὶ ἐμπλήσει ἡ δόξα κυρίου πάσαν τὴν γῆν, 22...'. (LXX, p. 239). (「これど、我の生くるに誓い、かつ、わが名の生くるに誓いて、主・ヤハウエの栄光、全地を充たさずんばあるべからず」。

Bailly, A. (éd.) : “Dictionnaire Grec Français. Rédigé avec Le concours de E. Egger. Édition revue par L. Sáchan et P. Chantraine. etc.” Librairie Hachette. Paris, 1975 [i–xxxix; 1–2230 p.] は、“ζῆν”は、また、「種々の定型的表現 (diverses formules) に」用いられる、とし、上掲の『民数記』・「第十四章・第二十一句」中の‘ζῶ ἐγὼ, καὶ ζῶν τὸ ὄνομα μου’を挙げて、‘aussi vrai que je vis et que mon nom est vivant’, 「我の生くる限り、必ず、かつ、わが名の生くる限り、必ず」と解し、また、『列王記・第一』・「第二十五章・第二十六句」の‘ζῆ κύριος καὶ ζῆ ἡ ψυχὴ σου’ (LXX, p. 553) についても、「主・ヤハウエ生くる限り、必ず、かつ、汝の魂生くる限り、必ず」としている。(p. 879)。

ところで、本・脚注・45) の冒頭に記した文言に戻れば、‘Int’ (p. 1100) では、KJV は、‘as thou livest, and as the soul liveth’ (「汝生くるに誓い、かつ、汝の魂生くるに誓い」), RSV は、‘As you live, as your soul lives’, F (p. 961) は、‘Par ta vie et par la vie de ton âme,’ (「汝の<sup>いのち</sup>生命に誓い、汝の魂の<sup>いのち</sup>生命に誓いて」), D (S. 251) は、„Bei, meinem und bei deinem Leben :“ (「[わが] <sup>いのち</sup>生命と、汝の<sup>いのち</sup>生命とに誓いて」), Č (str. 303) は、‘Jakož jsi živ ty, a jako jest živa duše tvá,’ (「汝生くるに誓い、かつ、汝の魂生くるに誓いて」), P (стр. 298) は、‘Кланусь твоею жизнью и жизнью души твоей,’ (「我、汝の<sup>いのち</sup>生命と、汝の魂の<sup>いのち</sup>生命とにかけて、誓う」), としている。

61) 『政治学』の所論は、『ニコマクッオス (Νικόμαχος) に与うる倫理学』(“Ἠθικὰ Νικομάχεια.” ([エートヒカ・ニコマクッエイア]) の理論を、前提としているか、ないしは、それと共通である。

後者の著作は、その『第二編 (B)』・「第六章」・第一、第二パラグラフで、つぎのように述べている。

a) 「連続したものと、分割可能なものとの・すべてにあつて、より多 (τὸ πλεῖον [トオ・プレエーエイオン]) と、より小 (τὸ ἐλαττον [トオ・エラットン]) と、同等 (τὸ ἴσον [トオ・イソン]) とを、理解することができる<sup>1)</sup>。 「同等とは、一般に、過 (ὑπερβολή [ヒュペルボレー]) と不足 (ἐλλείψις [エルレイプスイス]) との中間 (μέσον [メソン]) である<sup>2)</sup>。

b) しかしながら、「同等」・「中間」については、〈二種類〉が区別されなくてはならぬ。すなわち、 i) 〈一種類〉は、「事柄自体に即しての同等」 ([τὸ ἴσον] κατ’ αὐτὸ τὸ

*πράγμα* [[トオ・イソン] カトゥ・アウトオ・トオ・プラア・アグマ])<sup>3)</sup>, ないしは, 「事柄にあっての中間」(*τοῦ πράγματος μέσον* [トウ・プラア・アグマ・トス・メソン])<sup>4)</sup>であり, ii) <他の一種類>は, 「私たち人間にたいする関係にあっての同等」(*τὸ ἴσον πρὸς ἡμᾶς* [トオ・イソン・プロス・ヘエ・マ・ア・アス])<sup>5)</sup>, あるいは, 「私たち人間にたいする関係にあっての中間」(*τὸ μέσον πρὸς ἡμᾶς*)<sup>6)</sup>と呼ばれるべきものである。

c) そこで, まず, 前者の「同等」・「中間」について言えば, i) この「同等」・「中間」とは, 「当の事柄の極の各々から同等に距っているもの」(*τὸ ἴσον ἀπέχον* [トオ・イソン・アペクホオン])<sup>7)</sup>のことであり, ii) 「この中間は, 万人にとり, ただ一つ(έν [ヘエン])であり・かつ, 同一のもの」(*τὸ αὐτὸ* [ト・アウトオ])である<sup>8)</sup>。iii) 「例えば, 10が, より多であり, 2が, より少であれば, 6が, 中間である…。… , 同等 [6] にたいして, 10は優り, 2は劣るのである」<sup>9)</sup>。iv) 「そして, こうした中間は, 等差比例(*ἄριθμητικὴ ἀναλογία* [ヘエ・アリトメエーティケエ・アナロギア])にしたがうものである」<sup>10)</sup>。――

d) i) この「等差比例にしたがう」「中間」・「同等」とは, 挙示されている例にしたがえば, 12 ムナ・ア・ア [鑄貨単位] 分の「量」の「食事」を, <二人>の人間が, <等量>の「6 ムナ・ア・ア分」ずつ「摂る」ことである。

e) そこで, i) 上掲の<規定>と<事例>とから, ii) 「国家」(「ポリス」)の「全体」を, ではなく, 「国家」を構成する「部分」たる「個人」を, 対象として論述している・『政治学』のこの箇所での立論を見れば, iii) 「量にしたがう同等」とは, 「貧者」たりとも各個人が, 「富者」と<等量>に, 「己れの意志のままに, 生活すること」としての「自由」を有することである。――

f) なお, ここで付加しておけば, i) 次・脚注・62) に記す(「個人」に即しての「正義」にしたがう「公正」の<一つの種類>である)「配分上の公正」にたいし, <他の一つの種類>の「公正」をなすものは, 上掲の「等差比例にしたがう」「中間」・「同等」に基づくものであって, iii) それは, 「人と人との間での・事柄の取得」(*συναλλάγματα* [シユンアルラ・アグマタ])にあっての・「是正の」(*διορθωτικόν* [ディオルトホオーティコオン])公正; ないし, 「訂正の」(*ἐπανορθωτικόν* [エパンオルトホオーティコオン])公正」と呼ばれるものである<sup>11)</sup>。(『第五編』・「第二章」・第二パラグラフ以下)。

g) この「公正」がかかわる「人と人との間での・事柄の取得」は, <二種類>であり, i) 一つは, 「当事者の意志に発するもの」<sup>12)</sup>, ii) いま一つは, 「当事者の意志に反し, 強制によるもの」<sup>13)</sup>, である。

iii) 前者に属するのは, 「財貨の・貨幣との交換による販売, 購買, 財貨相互の交換, 担

保の授受, 貨幣の貸付, 貨幣・財貨の預託, 貨幣・財貨の貸貸貸借, 等であり, (これらは, 「取得の原動力」が, 「意志」である), iv) 後者に属するのは, さらに, 一つには, 「相手の目を逃れて行われるもの」, 例えば, 「窃盗」, 「不義」, 「毒物混入による・生命の奪取」, 「たばかりによる人身売買」, 「誘拐」, 「奴隷の誘き出し」, 「謀殺」, 「偽証による陥れ」, 二つには, 「暴力によるもの」, 例えば, 「暴行」, 「監禁」, 「強殺」, 「強奪」, 「五体の機能の奪取」, 「名誉毀損」, 「侮辱による体面汚損」である<sup>14)</sup>。

h) ところで, i) 既に見たように, 「等差比例にしたがう」「中間」は, 即, かかる「同等」(τὸ ἴσον)である。ii) 「同等ならざること」(ἀνίσον [アンイソン]。‘ἀν-’は, <否定>を表わす「前綴」)は, また, 「事柄の取得において他人との同等に満足しないこと」であって, iii) それが, 「不公正」(τὸ ἀδίκον [トオ・アディコン])である<sup>15)</sup>。iv) それゆえ, 「公正」(τὸ δίκαιον [トオ・ディカイオン])とは, 「事柄の取得において他人との同等に満足すること」(ἴσον)である<sup>16)</sup>。v) 同じようにして, 「事柄の取得において他人との同等に満足しない者」(ἀνίσος [アンイソス])が, 「不公正な者」(ἀδίκος [アディコオス])<sup>17)</sup>であり, したがって, 「公正な者」(δίκαιος [ディカイオス])とは, 「事柄の取得において他人との同等に満足する者」(ἴσος)<sup>18)</sup>のことである。

i) こうして, 「等差比例にしたがう」「中間」・「同等」から帰結するのは, i) 一方に, 「二つの事柄の量の同等」と, ii) 同時に, 他方で, その「同等に依じて」の「人と人との間の公正」と<sup>19)</sup>である。iii) 上記・i), ii) は, 合して, 「人と人との間に, および, 事柄と事柄とにかかわって, 同一の・同等であること」(ἰσότης [イソオテエース])が, 存在する<sup>20)</sup>ということである。

j) しかも, 上記・i), iii) の「同等であること」は, 「存在する」のみでなく, 「存在しなければならぬ」のである。なぜなら, もし, それが<存在せず>, すなわち, i) 「同等の量ならざる事柄を, 他人との同等に満足する人と人とは, 取得し分配を受ける限り, ii) ないしは, 他人との同等に満足しない人と人とは, 同等の量の事柄を, 取得し分配を受ける限り, iii) そこから生ずるのは, 相互間の抗争と, 非難の応酬とである<sup>21)</sup>からであるが,

k) さらにまた, 「人と人との間での・事柄の取得」にあつて, i) 「事柄の取得において他人との同等に満足しない者」の方に, 「事柄」の「量」の「より多」・ないし <全部> (例えば, 他人の生命の奪取)が, そして, 他方の「事柄の取得において他人との同等に満足する者」に, 「事柄」の「量」の「より少」・ないし <無> (生命の喪失)が生ずる場合, ii) もとより, これもまた, 「同等ならざること」(ἀνίσον), すなわち, 「不公正」であり, iii) ゆえに, 「人と人との間に, および, 事柄と事柄とにかかわって, 同一の・同等である

こと」が、「存在しなければならない」のである。

l) そして、これが、「存在しなければならない」ゆえに〈存在する〉時、 i) 「取得」された「事柄」の——「中間」を越えた——「量」すなわち「より多」、ないし〈全部〉が、「事柄の取得において他人との同等に満足しない者」から、これに「満足する者」に〈移行〉し、 ii) 後者における・「事柄」の「量」すなわち「より少」、ないし〈無〉を、〈埋める〉のであって、 iii) これは、言うまでもなく、「不公正」の〈修復〉である。

m) それゆえ、 i) 「等差比例にしたがう」「中間」・「同等」から帰結する「人と人との間に、および、事柄と事柄とにかかわって、同一の・同等であること」が、「存在しなければならない」ゆえに「存在する」ことが、 ii) 「是正の公正」、「訂正の公正」と言われるのである。

n) そして、かかる「公正」が発動することが、「法」なのであり、発動せしめるのが、「裁判官」である。 i) 「法 (νόμος [ノモス]) とは、もっぱら、損害 (βλάβος [ブラアボス]) の所在の相違に注目するものであり、そして、一方の当事者が不公正を行い、他方の当事者にたいし不公正が行われれば、すなわち、一方が加害者であり、他方が被害者であれば、両者を同等ならしめる (ἰσάζειν [イサアゼイン]) ものである」。 ii) 「ゆえに、不公正、すなわち、かかる不平等を同等ならしめるために、裁判官 (δικαστής [ディカステエース]) が、審理を行うのである」<sup>22)</sup>。 iii) それゆえ、「人々が裁判官に求めるのは、中間(μέσον)であり」、 iv) このところから、「裁判官」は、「中間決定者」(μεσιδίος [メスイディオス]) と呼ばれており、すなわち、「同等ならしめる」(ἐπανισοί [エパニソオイ]) 者である<sup>23)</sup>。 v) その証拠に、「公正」(δικαιον [ディカイオン]) は、「二分シテ」(διχα [ディクハア]) に発する「δικαιον」([ディクハアイオン]) であり、 vi) それとひとしく、「裁判官」(δικαστής [ディカステエース]) は、「δικαστής」([ディクハアステエース]。「二等分スル者」) に由来する<sup>24)</sup>。——

o) しかしながら、 i) 上掲の「等差比例にしたがう」「同等」・「中間」に基づく「是正の公正」・「訂正の公正」にしたがえば、 ii) 「人と人との間での・事柄の取得」のうち、「購買」・「販売」等、一般に〈商取引〉においては、一方の当事者の「利得」は、他方の当事者の「損失」に外ならないことになる。 iii) この〈難点〉に気付いたアリストテレースは、さらに別の理論を提示するのであるが(『第五編』・「第五章」)、 iv) その理論もまた〈整合性を欠き〉、 v) 最後に帰着する理論は、〈思わざる論理〉を含むものであることになる。

しかし、その間の経緯については、稿を改めて述べられることになる。

- 1) “Aristotélis *Éthica Nicomachêa*.” *Recōgnōvit brévīque adnotātiōne críticā instrūxit L. Bywater.* Óxonii, Typogrāpheum Clarendoniānum. 1979. I. Bekker, 1106 · a, Bywater, 110–6 · a, 26–27, p. 31
- 2) op. cit. I. Bekker, 1106 · a, Bywater, 28–29. p. 31
- 3) op. cit. I. Bekker, 1106 · a, Bywater, 28. p. 31
- 4) op. cit. I. Bekker, 1106 · a, Bywater, 29–30. p. 31
- 5) op. cit. I. Bekker, 1106 · a, Bywater, 27–28. p. 31
- 6) op. cit. I. Bekker, 1106 · b, Bywater, 6–7. p. 31
- 7) op. cit. I. Bekker, 1106 · a, Bywater, 30. p. 31
- 8) op. cit. I. Bekker, 1106 · a, Bywater, 30–31. p. 31
- 9) op. cit. I. Bekker, 1106 · a, Bywater, 33–35. p. 31
- 10) op. cit. I. Bekker, 1106 · a, Bywater, 35–36. p. 31
- 11) op. cit. I. Bekker, 1130 · b, Bywater, 6, seqq. p. 93, seqq.
- 12) op. cit. I. Bekker, 1131 · a, Bywater, 3. p. 93
- 13) loc. cit.
- 14) op. cit. I. Bekker, 1131 · a, Bywater. 3–9. pp. 93–94
- 15) 『第五章』・『第三章』・第一パラグラフ。op. cit. I. Bekker, 1131 · a, Bywater, 10–13. p. 94
- 16) loc. cit.
- 17) loc. cit.
- 18) loc. cit.
- 19) op. cit. I. Bekker. 1131 · a, Bywater, 15–20. p. 94
- 20) op. cit. I. Bekker, 1131 · a, Bywater, 20–21. p. 94
- 21) op. cit. I. Bekker, 1131 · a, Bywater, 22–24. p. 94
- 22) 『第五編』・『第四章』・第一パラグラフ。op. cit. I. Bekker, 1132 · a, Bywater, 4–7. p. 94
- 23) op. cit. I. Bekker, 1132 · a, Bywater, 22–25. p. 95
- 24) op. cit. I. Bekker, 1132 · a, Bywater, 30–32. p. 95

62) a) i) 前・脚注・61) に見たとおり, ii) 『ニコマクホオスに与うる倫理学』の『第二編』・『第六章』には, 「事柄自体に即して」の「同等」ないしは「事柄にあつての中間」と並んで, 「私たち人間にたいする関係にあつての同等」・「中間」が, 挙げられていた。



b) そして、後者の「同等」・「中間」について、前者のそれとの〈相違〉が、つぎのように述べられている。 i) 既に知ったように、前者の「同等」・「中間」、すなわち、「事柄にあっての中間と言われるものは、当の事柄の極の各々から同等に距っているものことであり、この中間は、万人にとり、ただ一つであり、かつ同一のものである」。 ii) さて、「これにひきかえて、私たち人間にたいする関係にあっての中間と言われるものは、私たち一人々々にとって、多過ぎもせず (*μήτε πλεονάζει* [メエーテ・プレオンアゼイ]), また、少な過ぎもしない (*μήτε ἐλλείπει* [メエーテ・エルレイペイ]) ものことであり、これは、万人にとって、ただ一つでもなく、同一のものでもない<sup>9)</sup>。 iii) 「事柄に即しては、10 という「より多」と2 という「より少」との「中間」は、6 であり、「こうした中間は、等差比例にしたがうものである」。 iv) 「だがしかも、私たち人間にたいする関係では、「私たち一人々々にとって」であるから、「このように理解してはならない」。 v) すなわち、例えば、「10 ムナアア分の量の食事を摂ることは、より多であり、2 ムナアア分の量の食事を摂ることは、より少であるにしても、ある力闘技者にたいして、力闘技の訓練師が、6 ムナアア分の量の食事を [摂るように] 命ずるわけには、いかない<sup>2)</sup>」のである。 vi) その理由は、「そのように命じられた者にとっては、おそらく、6 ムナアア分の量の食事をもまた、[必要量に比べて]より多であるか、ないしは、より少である<sup>3)</sup>」というところにある。 vii) たとえていえば、「6 ムナアア分の量の食事は、ミイロオン<sup>4)</sup>にとっては、[必要量に比べて]より少であり、しかし、力闘技の初心者にとっては、[必要量に比べて]より多であるのである<sup>5)</sup>」。

c) 上掲から直ちに明らかであるのは、「私たち人間にたいする関係にあっての」「同等」・「中間」とは、 i) 挙げられた例にしたがえば、「力闘技の初心者」の・食事の〈必要量〉・ $\alpha$ ・「対」・あるムナアア分の「量」の「食事」・ $\beta$ の「比例」と、「ミイロオン」の・食事の〈必要量〉・ $\gamma$ ・「対」・ある「ムナアア分の「量」の食事」・ $\delta$ の「比例」とが、「同等」であること、——[「四項」からなる]  $\alpha : \beta = \gamma : \delta$ ——であり、 ii) それゆえ、また、 $\alpha : \gamma = \beta : \delta$  であること、であって、 iii) すなわち、「等比比例」(*ἡ γεωμετρικὴ ἀναλογία* [ヘエー・ゲオーメエートリケエー・アナロギイア]) にしたがう「中間」なのである。

d) ところで、上記・『倫理学』は、その『第五編 (E)』・「第二章」・第二パラグラフにあって、 i) 「国家」(「ポリス」)の「全体」に、ではなく、「国家」を構成する「部分」である「個人」に、即しての「正義」(*ἡ κατὰ μέρος δικαιοσύνη* [ヘエー・カタ・メロス・ディカイオシユネエー])と、かかる「正義」にしたがっての「公正」(*τὸ δίκαιον* [トオ・ティカイオン])との「種類」を、 iii) それぞれ、「二つ」とする。

e) それの〈一つの種類〉は、前・脚注・61)に見た・「等差比例にしたがう」「同等」・「中間」に基づく「是正の公正」ないし「訂正の公正」である。

f) ところで、〈他の一つの種類〉の「正義」と「公正」とは、 i) 「国政に参加する者に分賦される限りでの・荣誉、ないし、金銭、あるいは、その他のものの配分(διανομαί [ディアノマアイ]。褒賞・処罰)にかかわるもの」であり、 ii) そして、「この分配(νομαί [ノマアイ])にあつての公正とは、なにかの価値(ἀξία [アクスイアー]。国政にたいする貢献、与える損失)にしたがう(κατ' [カトゥ]。κατ' ἀξίαν [カトゥ・アクスイアーン])ものであつて、 iii) ただし、その「価値」は、「民衆統治制国政」にあつては、「自由」にたいする貢献・損失であり、「少数者統治制国政」にあつては、「富」に、「他の国政」にあつては、「門地の高さ」に、「最優秀者統治制国政」にあつては、「徳」<sup>6)</sup>に、それぞれ、たいする貢献と損失とである<sup>7)</sup>。

g) ついで、論じられるのは、以下の事柄である。 i) ある「価値」(貢献・損失)・ $\alpha$ ・「対」・ある「配分」(褒賞・処罰)・ $\beta$  ( $\alpha : \beta$ ) と、他の「価値」・ $\gamma$ ・「対」・他の「配分」・ $\delta$  ( $\gamma : \delta$ ) との間には、「比例」が存在しなければならないし(「四項」から成る)  $\alpha : \beta = \gamma : \delta$ 、 ii) しかし、その「比例」の存在とは、「価値」・ $\alpha$ ・「対」・ $\gamma$  と、「配分」・ $\beta$ ・「対」・ $\delta$  とが、「対」をなすことにほかならない( $\alpha : \gamma = \beta : \delta$ )。 iii) そして、かかる「比例」・「対」が、「等比比例」(γεωμετρικὴ ἀναλογία [ヘー・ゲオーメエートリケエー・アナロギイア])であり、 iv) これが、「より多」(τὸ πλεόν [トオ・プレオン])でもなければ、「より少」(τὸ ἐλάττων [トオ・エラットン])でもないものとしての「中間」(τὸ μέσον [トオ・メソン])すなわち「同等」(τὸ ἴσον [トオ・イソン])の〈他の一つの種類〉としての「公正」、 v) すなわち、「分配にあつての公正」、ないしは、「配分上の公正」(νεμητικὸν δίκαιον [ネメエーティコン・ディカイオン])/διανεμητικὸν δίκαιον ([ディアネメエーティコン・ディカイオン])である<sup>8)</sup>。――

h) こうして、本・脚注・62)の前掲・a)－c)の論述(『第二編』・「第六章」)は、d)－g)の理論(『第五編』・「第二章」)にたいする〈伏線〉の意味をもっていたのである。

i) そこで、上記の「配分上の公正」の理論を、『政治学』のこの箇所の論旨にかかわらしめれば、 i) 「価値にしたがう同等」とは、 ii) 「富者」にあつての「富」という「価値」の「より多」・ $\alpha$  と、「意志するままに、生活すること」としての「自由」の「より多」・ $\beta$  との「比例」と、「貧者」にあつての「富」という「価値」の「より少」・ $\gamma$  と、「意志するままに、生活すること」・「自由」の「より少」・ $\delta$  との「比例」との「同等」(「四項」から成る)  $\alpha : \beta = \gamma : \delta$  であり、 iii) また、 $\alpha : \gamma = \beta : \delta$  なる「比例」の「同等」である。

j) それゆえ、 i) 「価値にしたがって同等であること」とは、「富」という「価値」において「より多」である「富者」には、「意志するままに、生活する」こととしての「自由」の「より多」があり、 ii) 「富」なる「価値」にあつて「より少」である「貧者」には、かかる「自由」の「より少」、すなわち、「意志するままに、生活する」ことの「不可能」があるにすぎない、ということの意味するものとなる。

k) 付加すれば。上記『倫理学』は、『第二編 (B)』・「第六章」・第一パラグラフ以下にあつて、本・脚注・62)・前出・b) につづき、「賢さ」という「徳」(αρετή [アレテエー]), さらに、「実践上の徳」を、前掲の「等比比例にしたがう」「同等」・「中間」の理論によつて、とらえるのである。

すなわち、まず、こう言われる。

i) 「…、賢者はことごとく、過 (ἡ ὑπερβολή [ヘエー・ヒュペルボレエー]) と不足 (ἡ ἐλλείψις [ヘエー・エルレイプシス]) とを回避し (φεύγει [フエウゲイ]), 中間 (τὸ μέσον [トオ・メソン]) を追求し (ζητεῖ [ゼエーテエーエイ]), 中間を選び取る (αἰρέται [ハイレエーエイタイ]) ものであるが、しかし、その中間とは、事柄の中間ではなく、私たち人間にたいする関係にあつての中間である」<sup>9)</sup>。 ii) 「…賢さとは、中間を心がけるものであり、自らの働きを、中間へ向けるものである」<sup>10)</sup>。 iii) 「技術」にあつての「賢さ」について言えば、「過と不足とは、優れた業を破壊し、中間をとること (μεσότης [メソテエース]) は、優れた業を救う」<sup>11)</sup>。それゆえに、「人々は、…名手とは、…中間に考慮を払つて行動することにより、技術上の手練を示す、と言うのを常とするのである」<sup>12)</sup>。 iv) 「しかし、あらゆる技術にまして厳密であり・優れているのは、徳である」が、「その理由は、徳が、中間を目指すものである (τοῦ μέσου … στοχαστική [トウ・ウ・メスウ・…ストックハステイケエー]), というところにある」<sup>13)</sup>。

l) i) 「私が念頭においているのは、実践上の徳である」。 ii) 「なぜなら、この徳は、諸情念 (πάθη [パトヘエー]) と諸行動 (πράξεις [プラクセエイス]) とにかかわるものであり、しかるに、諸情念と諸行動とは、過と、不足と、中間とが、あるからである」<sup>14)</sup>。

m) 「諸情念」について言えば、 i) 「怖れを抱くこと、雄々しくあること、欲望をもつこと、怒りをおぼえること、憐れみの情を抱くこと、 ii) 総じて、よろこびという内部感覚内容を抱くこと、つらさという内部感覚内容を抱くこと、とがあり、 iii) そして、それらを抱く度合が、強過ぎること (μᾶλλον [マアールロン]) と、弱過ぎること (ἥττον [ヘエーエトton]) と、があるのであるが、 iv) この・後者の両方が、よろしきを与えないのである。 v) これにひきかえ、それらの内部感覚内容を抱くのが、あるべき適正な (δεῖ [デエーエイ]) 度合にであり、あるべき適正な場合にであり、あるべき適正な人間に

たいしてであり、あるべき適正な理由によってであり、そして、あるべき適正な仕方で、あることが、vi) 中間なのであり、最上のことなのであって、vii) この中間、すなわち最上が、徳というものを形づくるのである<sup>15)</sup>。

n) 「そしてまた、同じようにして、諸行動についても、過と、不足と、中間とが<sup>16)</sup>あり、したがって、「徳」が成り立つのである。

o) 「こうして、i) [実践上の]徳は、諸情念と諸行動とについてのものであり、ii) 情念と諸行動とについては、過と不足とは、過ちであり、[非難され]<sup>17)</sup>、iii) 中間は、称賛され (*ἐπαίνεῖται* [エパイネエーエイタイ])、是認される (*κατορθοῦται* [カトオルトウウタイ])。iv) そして、この・双方のことが、徳というものを形づくるのである<sup>18)</sup>。

p) 「それゆえ、i) 一般に、中間をとること (*μεσότης τις* [メソテエーヌ・ティス]) が、[実践上の]徳 (*ἡ ἀρετή* [アレテエー]) というものなのであり、ii) それは、徳というものが、まさに中間を目指しているものであることによる (*στοχαστική γε οὐσα τοῦ μέσου* [ストクハアステケエー・ゲ・ウウサ・トウウ・メスウ]) のである<sup>19)</sup>。

q) 「そして、以上により、まぎれもなく、i) 過と不足とが、悪 (*κακία* [カキイア]) をなし、ii) 中間をとることが、徳をなすのである<sup>20)</sup>。——

r) i) 以上のように、「徳」が、「等比比例にしたがう」「中間」である、とする立論は、《卓抜》であるが、ii) しかし、上掲の論述には、《論理上の欠陥》がある。iii) なぜなら。〈なにか・一つ〉の「情念」、〈なにか・一つ〉の「行動」のみをとって、それについて、「過・不足」なく、「中間をとること」を〈判断〉するのは、《不可能》であるからである。すなわち、(アリストテレスは、「内部感覚内容」とりもなおさず「情念」についてのみ、語っているにすぎないが)、まず、〈なにか・一つ〉の「情念」について、それが、関係要素——「内部感覚内容を抱く」「度合」、「抱く」「場合」、「抱く」対象たる「人間」、「抱く」「理由」、「抱く」「仕方」——にたいして「適正」を得ているか、否かを、〈判断〉することは、《不可能》であり、また、〈なにか・一つ〉の「情念」を〈原動力〉とする・〈なにか・一つ〉の「行動」についても、それが、関係要素にたいして「適正」を得ているか、否か、を〈判断〉することは、《不可能》なのである。《不可能》である理由は、——「情念」のみをとれば——、〈なにか・一つ〉の「情念」の・例えば「度合」が、その・〈一つ〉の「理由」・〈原因〉にたいして、「適正」であるか、否かを、この「二項」のみによって〈判断〉するすべは、ない、というところにある。iv) すなわち、「中間をとること」・「適正」は、〈なにか・一つ〉の「情念」・ $\alpha$  と、その「情念」の〈原因〉・ないし、その他の関係要素の〈なにか・一つ〉・ $\beta$  とをとるのみでは、——あるいはまた、〈な

にらか・一つ〉の「行動」・ $x$ と、その〈原因〉・「原動力」であり、かつ、「行動」・ $x$ として〈表出〉される「情念」、ないしは、関係要素の〈なにらか・一つ〉・ $\lambda$ をとるだけでは、——〈判断されえない〉のであって、v) アリストテレス自ら、「是正の公正」について語っているとおり、〈なにらか・一つ〉の「情念」・ $\alpha$ と、その〈原因〉ないし関係要素・ $\beta$ との「比例」と、〈なにらか・他の〉「情念」・ $\gamma$ と、その〈原因〉ないし関係要素・ $\delta$ との「比例」とが、「同等」である時に、すなわち、「四項」から成る・ $\alpha : \beta = \gamma : \delta$ の「等比比例にしたがう」「同等」が成立する時に、vi) 「情念」・ $\alpha$ が、その〈原因〉ないし関係要素・ $\beta$ にたいして、「過・不足」なく、「中間をとること」をえている、「適正」である、と〈判断〉しうるのであり、vii) このことは、「行動」・ $x$ と、その〈原動力〉たる「情念」ないし関係要素・ $\lambda$ とについても、同一である。viii) しかるに、アリストテレスは、「徳」について前掲のように論じた最後に、「中間をとことは、秤量 ( $\lambda\acute{o}\gamma o\varsigma$  [ロゴス]), しかも、賢者が定める、と考えられる秤量によって、定められたものである」としているにとどまり、この「秤量」を、自らが言う・「四項」から成る・「等比比例にしたがう」「同等」の〈論理〉にまで展開することを、しなかった。これを、《論理上の欠陥》と言うのである。ix) アリストテレスの立論の《卓抜》を生かしつつ、しかし、上記の《欠陥》を拭払したのが、アダム・スミスの・“The Theory of Moral Sentiments.” (London, Edinburgh, 1759. TMS と略記) における・「同感」の理論である。x) すなわち、スミスにあっては、一方に、「情念」(「感情」)を抱き・かつ、それを「原動力」として「行動」し、ないしは、「情念」を「行動」に〈表出〉する〈本人〉である「主たる当事者」(the person principally concerned)の内部に生じた・ある「高低」(pitch)・「度合」(degree)を有するいずれかの「情念」が、 $\beta$ である。(この「高低」をもつ「情念」は、直ちに、しかるべき「行動」[〈表情〉等を含む]・ $\gamma$ となって〈表出〉される)。 $\beta$ の「原因」(主たる当事者の「立場」(case)・「事情」(circumstance)・「情況」(situation))が、 $\alpha$ である。しかし、 $\beta$ が $\alpha$ にたいして、「高過ぎもせず」、「低過ぎもせず」、「適正」(propriety)を得ているか、否か、は、 $\alpha$ と $\beta$ との「二項」のみによっては、〈判断されえない〉。すなわち、 $\beta$ が $\alpha$ にたいして「適正」である、と「是認」(approve)されえることが、できない。そこで、「主たる当事者」にとって「事情に精通した・公平な観察者」(the well-informed, impartial spectator)が「心像描出力」(imagination)によって自らのものとした・「主たる当事者」の・上記の「原因」(cause. すなわち、「観察者」が自らをそこへ置いた・「主たる当事者」の「立場」・「事情」・「情況」)・ $\alpha'$ が必要とされる。(  $\alpha'$ は、「心像描出力」を通じて得られたものであるから、 $\alpha$ と〈同一ではない〉が、 $\alpha$ に〈類似〉・〈近似〉している)。さて、「観察者」の内部で $\alpha'$ から生じた・ある「高低」の「情念」・「感情」・ $\beta'$ にたいし、

「主たる当事者」の内部で  $\alpha$  から生じた  $\beta$  が、「類似」(like)・「近似」(analogous)している場合に、 $\beta$  は  $\alpha$  にたいして、「適正」である、と「観察者」によって〈判断〉され「是認」されるのである。 xi) そして、この場合、「観察者」の内部に生じて、 $\beta$  と「同一」ではないが、 $\beta$  と「類似」・「近似」している「高低」の「情念」、すなわち、 $\beta$  に「対応している」(correspond)「情念」・ $\beta'$  が、「主たる当事者」の抱く「情念」・「感情」・ $\beta$  にたいする「同感」(sympathy)である。 xii) したがって、上記・x) の—— $\beta$  が  $\alpha$  にたいして「適正」である、と「是認」される——とは、「観察者」の内部に、 $\beta$  にたいする「同感」・ $\beta'$  が生ずることによって、である。 xiii) このことは、すなわち、 $\alpha$  と  $\beta$  との「二項」の間の「比例」が、 $\alpha'$  と  $\beta'$  との「二項」の間の「比例」と、「同等」であることに、外ならない。 xiv) ただし、 $\alpha'$  は  $\alpha$  に、また  $\beta'$  は  $\beta$  に、それぞれ、「類似」・「近似」しているにとどまるのであるから、「四項」から成る「等比比例にしたがう」「同等」とは、 $\alpha : \beta \doteq \alpha' : \beta'$  であり、これが、 $\alpha$  にたいし  $\beta$  が「適正」である、と「是認」されることを、表す。 xv) そしてまた、「主たる当事者」にあつて、「情念」・「感情」・ $\beta$  が直ちに〈表出〉される・ある「行動」・ $\gamma$  と、「観察者」の「情念」・「感情」・ $\beta'$  が〈表出〉される「行動」・ $\gamma'$  との「四項」の間にも、当然、 $\beta : \gamma \doteq \beta' : \gamma'$  の「等比比例にしたがう」「中間」が、成立し、これにより、 $\gamma$  は、 $\beta$  にたいし、——窮極には  $\alpha$  にたいし——、「適正」であるとして、「是認」されるのである。 xvi) なお、スミスにあつては、上記の理論にしたがひ、「不適正」なる「情念」・「感情」、「行動」が、「否認」(disapprove)されるものであり、さらに、「同感」・「適正」を得んとする「努力」が「徳」と見なされて、この「努力」にかかわつて、「称賛」と「非難」との概念が成り立つのである<sup>21)</sup>。

1) “*Éthica Nicomachêa*.” I. Bekker, 1106 · a, Bywater, 31–32. p. 31

2) op. cit. I. Bekker, 1106 · a–1106 · b, Bywater, 1106 · a, 36–1106 · b, 2. p. 31

3) op. cit. I. Bekker, 1106 · b, 2–3. p. 31

4) *Μίλων*. 在イタリアのギリシャ植民都市・クロトーン出身の力闘技者。怪力の持主で、一撃の下に牡牛を斃し、肩にかけて運び、一日でその肉を啖い尽した、という。

5) op. cit. I. Bekker, 1106 · b, Bywater, 3–4. p. 31

6) cf. 本・脚注・62), 後出・k), seqq.

7) 以上, op. cit. I. Bekker, 1131 · a, Bywater, 24–29. p. 94

8) op. cit. I. Bekker, 1131 · a–1131 · b, Bywater, 1131 · a, 29–1131 · b, 13. pp. 94–95 ; 1131 · b, 27–28, p. 96 ; 1132 · b, 24. p. 98

9) op. cit. I. Bekker, 1106 · b, Bywater, 5–7, p. 31

- 10) op. cit. I. Bekker, 1106 · b, Bywater, 8–9. pp. 31–32
- 11) op. cit. I. Bekker, 1106 · b, Bywater, 11–12. p. 32
- 12) op. cit. I. Bekker, 1106 · b, Bywater, 13–14. p. 32
- 13) op. cit. I. Bekker, 1106 · b, Bywater, 14–15. p.32
- 14) op. cit. I. Bekker, 1106 · b, Bywater, 16–18. p. 32
- 15) op. cit. I. Bekker, 1106 · b, Bywater, 21–23. p. 32
- 16) op. cit. I. Bekker, 1106 · b, Bywater, 23–24. p. 32
- 17) 「[非難され]」は、校訂者 Bywater が、括弧に入れたもの。校訂者は、「過と不足とは、過ちであり」(*ἀμαρτάνεται* [ハマルタネタイ]) で足りる、と解したのである。
- 18) op. cit. I. Bekker, 1106 · b, Bywater, 24–27. p. 32
- 19) op. cit. I. Bekker, 1106 · b, Bywater, 27–28. p. 32
- 20) op. cit. I. Bekker, 1106 · b, Bywater, 33–34. p. 32
- 21) “TMS” Part I, Section I Chap. I *Of Sympathy* pp. 9–13 The Glasgow Edition of the Works and Correspondence of Adam Smith I. Oxford, Clarendon Press. 1976  
(II – E, 終り。以下、次号)